

[史料]

商人ブルッカルト・チンクの自伝の邦訳 (3・完)

「ブルッカルト・チンクの年代記」(1368 - 1468年)

山本 健

Translation of a German Merchant's Chronicle
in the Later Middle Ages Augsburg (3)

— *Chronik des Burkard Zink, 1368-1468* —

Takeshi YAMAMOTO

商人ブルッカルト・チンクの自伝 (1396 - 1462年)

目次

- | | |
|-----|---|
| I | はじめに——ブルッカルト・チンクについて |
| II | 史料について |
| | (A) 15世紀のアウクスブルク市の『都市年代記』における
『チンク』の位置づけ |
| | (B) 『チンクの年代記』について |
| III | 商人ブルッカルト・チンクの第3巻『自伝』の邦訳 |
| | 第1部——第3巻の前半部(仕事〈職業〉を中心として) |
| | [A] 独身時代(1396年〈誕生〉- 1420年)
〈幼年期〉 |

- (1) 母親の死亡 (1401年)

〈少年期〉

- (2) 父親の再婚と継母との不仲からクライン大公領に住む
叔父の許へ (1404年)

〈青年期〉

- (3) 叔父との感情の行き違いとメミンゲン市の実家への
帰還 (1414年)
- (4) 初恋と職人修業での挫折 (1414年)
- (5) 放浪学生チンクの誕生：遍歴時代の始まり (1414 - 19年)
- (6) 大都市での商業技能の修得
- (7) ジョス・クラマー商会での見習い奉公 (1419年)

〈以上、第28号 (2015年2月) 掲載〉

〔B〕 新婚時代 (1420年)

- (1) 結婚とその承諾手続きを怠り、解雇へ
- (2) 愛情溢れた糟糠の妻との新婚生活
- (3) 内職 (写字) に精をだすチンク
- (4) 1420年に発生したペストと諸物価の下落
- (5) 内職の成功で能力を認めら、再雇用へ

〔C〕 クラマー商会での使用人時代 (1420 - 31年)

- (1) ロットヴァイル都市戦争の勃発とチンクの役割
- (2) 諸問題で皇帝の許に派遣 (1423 - 24年)
- (3) ユダヤ問題で皇帝の許に派遣 (1423年)
- (4) 綿花買い付けでヴェネツィア市に派遣 (1424年)
- (5) アウクスブルク市の委託任務でローマ市へ派遣 (1427年)
- (6) フランクフルト大市への途中で襲われ損失発生 (1428年)
- (7) アウクスブルク市の委託任務でヴェネツィア市へ派遣
(1430年)
- (8) フス戦争下のニュルンベルク市でサフランを購入 (1430年)
- (9) 商人チンクの誕生 (1431年)

- [D] ペーター・エゲンの許での使用人時代 (1431 - 38年)
- (1) 商業活動〔移動生活〕からの引退についての悩み (1431年)
 - (2) 秤量官〔定住生活〕に、好条件でヘッド・ハンティング
(1431年)
 - (3) ネルトリンゲン大市への個人的参加 (1434年)
- [E] モイティング商会入社以前の個人経営時代 (1438 - 41年)
- [F] モイティング商会への中途採用時代 (1441 - 44年)
- (1) 3年間の雇用契約と給金 (1441年)
 - (2) モイティング商会での、社主からの強い信頼感 (1441年)
- [G] チンク個人による対ヴェネツィア商業活動時代
(1446 - 18年)
- [H] 15世紀後半 (老齢期) の都市役人時代 (1453 - 66年)
- (A) 再々婚時代 (1454 - 59年) に就任した役職
 - (B) 4度目の結婚時代 (1460 - 74/75年) に就任した役職
- [I] 不動産〔住宅〕の売買とその背景 (1440 - 56年)
- (1) 初めての住宅 (教会通りに位置) 購入とその売却 (1440年)
 - (2) 2件目の住宅 (ユダヤ人通りに位置) 購入とその売却 (1444年)
 - (3) 3件目の住宅 (ザクセン通りに位置) 購入 (1453年)
 - (4) 4件目の住宅 (上シュラッハハオス近くに位置) 売却 (1456年)
- 〈以上、第29号 (2016年2月) 掲載〉
- 〈以下、本号〉

第2部——第3巻の後半部 (家族史を中心として)

はじめに——『自伝』の執筆の決意とその完成年

[A] 独身時代 (1396〈誕生〉 - 1420年)

〈幼年期〉

- (1) 母親の死亡 (1401年)

〈少年期〉

- (2) チンクの2人の兄の死亡 (1408年)

〈青年期〉

(3) 叔父の死亡 (1415年)

(4) 父親の死亡 (1418年)

(5) 姉の死亡 (1419年)

[B] 初婚時代 (1420 - 40年)

(1) エリザベートと結婚 (1420年)

(2) 子どもの生〈誕生〉とその死〈埋葬〉

・長女の誕生 (1421年) —その死 (1430年)

・長男の誕生 (1423年)

・二女の誕生 (1425年) —その死 (1431年)

・二男の誕生 (1429年) —その死 (1438年)

・三女の誕生 (1431年)

・〔三男の誕生 (不明) —その死 (1443年)〕

・四女の誕生とその夭折 (1432年)

・四男の誕生 (1434年)

・五男の誕生とその夭折 (1436年)

・五女の誕生 (1438年) —その死 (1450年)

(3) 疫病発生時の妻の慈愛に満ちた献身と経済状況 (1438年)

(4) 愛しい妻の死亡とその埋葬 (1440年)

[C] 再婚時代 (1441 - 49年)

(1) 零落した貴族身分のドロテアとの再婚 (1441年)

(2) 前夫の死後、経済的苦境に陥った妻

(3) 避難先での兄嫁からの妻に対する罵詈雑言

(4) チンク (平民) の妻 (貴族) への求婚と彼女の返答

(5) 妻についてのチンクの感想

(6) 妻が持参した財産

(7) 妻の死亡とその埋葬 (1449年)

[D] 約4年半に及ぶ鰥夫暮らしの時代 (1449 - 53年)

(1) ある娼婦との出会い (1449年)

(2) 娼婦との内縁関係と世間のチンクへの風当たり

- (3) 娼婦との「内縁関係の解消」をめぐる訴訟 (1452 - 53年)
- (4) 私生児の生〈誕生〉とその死〈埋葬〉
 - ・第1子(男)の誕生(1451年)
 - ・第2子(女)の誕生とその夭折(1453年)
- 〔E〕 再々婚時代(1454 - 1459年)
 - (1) ドロテアとの再々婚(1454年)
 - (2) 子どもの生〈誕生〉とその死亡〈埋葬〉
 - ・長女の誕生(1454年)
 - ・長男の誕生(1456年)
 - ・二女の誕生(1457年)
 - ・三女の誕生とその夭折(1459年)
 - (3) 妻の死亡(1459年)
- 〔F〕 4度目の結婚時代(1460 - 1474/75年: 14/15年間)
 - (1) 4度目の結婚(1460年)
 - (2) 子どもの生〈誕生〉とその死〈埋葬〉
 - ・長女の誕生(1462年) — その死(1467年)
 - ・二女の誕生(1468年)
 - (3) 私(チンク)の死(1474/75年)
- 〔G〕 息子(ヴィルヘルム)の生存情報と身代金による解放(1456年)
 - (1) 再々婚時代の南チロール地方の政治情勢
 - (2) グラートナーの捕縛で消息不明の息子の生存が判明
 - (3) 身代金による解放交渉と吝嗇なチンクの対応

注記

索引

①訳文の〔 〕内の日本語は、理解を容易にするために訳者が補充したものであり、()内は原語である。

②各章内の小見出しも、同様な趣旨から訳者が書き加えたものである。

③「自伝」(第3章)で断片的にしか記されていない内容で、第2巻や第4巻に詳細に記されている場合には、上記の趣旨から【補遺○】を設け、を書き加えた。

④テキストの(注)は一括して末尾に、各章ごとにまとめて記した。

⑤索引(人名、事項そして地名・国名)を注記の後に、独立した形式で付記し、掲

- 載分冊番号とページ数を記した。
- ⑥第1部〔F〕は第3巻の本文には記載されておらず、第4巻に記載されている内容である。しかし第1部の仕事〈職業〉という視点を考慮して、この箇所に挿入した。
 - ⑦第1部〔G〕も第3巻の本文には記載されていない。付録（Beilage）I.「B・チンクの自伝のために」（333-338ページ）に記載されていたものであるが、⑥と同様な視点から、この箇所に挿入した。
 - ⑧家族史を中心とする第2部では、各時期のチンク家の生活状況を容易に連想できるように、第1部でのチンク（家）の〈職業〉ないしその関連事項を、◇職業⇒、<◇14XX年、という形式で加筆した。

第2部——『自伝』の後半部（家族史を中心として）

はじめに

以下は、ブルッカルト・チンクの家族に関する出来事を覚え書き風に手短かに構成した記録である。

【補遺1】『自伝』執筆の決意（1466年）とその完成（1470年）について⁽¹⁾

チンクが『年代記』を執筆する決意は第4巻（BuchIV. 1416-68）の箇所〔312-313ページ〕に、以下のように記載されている。すなわち、「次に、私が幼少期から老齢期までの私の人生について記録しようと意識したのは1466年〔70歳〕である。また私がこの自伝を書き上げたのは1470年である。天に在します神に栄光あれ。また、私が、〔父と子と聖霊の〕三位一体の神（die hailigen drei namen）の助けを得て、私の大罪を改め、改悛し、そして贖罪することができるまで（biss mein gross sünd abtun und die rewen und pueßen müg）、私を生かし給え。

私が今、どのように生活し、またどのように時を過ごしているのか、また私の幼少期から老齢期の現在、すなわち1470年まで、どのように生きてきたのか、またどのようなことを体験してきたのかを、私は正直に（ungefarlich:wahrhaftig）記録しようと思う」、と。

(A) 独身時代 (1396年〈誕生〉 - 1420年)⁽¹⁾

【補遺2】 チンクの誕生年について

この件については、『自伝 (Autobiografie)』〔第3巻〕には記されていない。ただし、第4巻 (Buch IV) の箇所 (313ページ) に、父親から聞いたという伝聞形式で、以下のように記されていた。

◆1396年——チンクの誕生した年

「私ことブルッカルト・チンクは、父親から聞いたことなのだが、1396年に生まれたそうである」、と。

〈幼年期〉

◆1401年 母親の死亡——筆者：5歳

同年、私の愛する母親が、すでに〔第1部で〕記したように⁽¹⁾、〔私の〕子ども時代に死亡した。

<◇1404年 (8歳) —— 父親が再婚⁽²⁾。

〈少年期〉

<◇1407年 (11歳) —— 継母との不仲からクライン大公領の叔父の許に出奔⁽³⁾。

◆1408年 チンクの2人の兄が死亡——筆者：12歳

同年、私の2人の兄、ヨハネス (Johannes/Hans) とコンラート (Konrat) が〔メミンゲン市の北7.5kmに位置する〕ハイマーティンク (Heimerting) 村で死亡した。

<◇同年——実家では姉マルガレータが婿を取り、全財産を相続⁽⁴⁾。

〈青年期〉

<◇1414年 (18歳) —— 叔父と上級学校 (ウィーン) への進学をめぐり対立し、実家へ戻る⁽⁵⁾。

<◇同年——毛皮職人の修業に挫折し、遍歴学生チンクが誕生⁽⁶⁾。

◆1415年 叔父の死亡——筆者：19歳

同年、クライン大公領 (Krainland) のリーク (Riegg) 〔村〕の主任司祭

職 (Pfarrer) を勤めていた私の叔父が同村で死亡した。

<◇同年——叔父からの財産分与は皆無⁽⁷⁾。

◆1418年 父親の死亡——筆者：22歳

同年、私の父親ブルッカルト・チンクがペストにより (an der Pestilenß)、メミンゲン市 (Memingen) で死亡した。

◆1419年 姉の死亡——筆者：23歳

同年、私の姉マルガレータがペストにより、メミンゲン市で死亡した。

<◇同年——J・クラマー (織布工ツンフト出身者) 商会で見習い奉公を開始⁽⁸⁾。

[B] 初婚時代 (1420 - 40年)

◇職業⇒ (C) : J・クラマー商会の使用人時代 (1420 - 31年)

(1) エリザベートとの結婚〈結婚生活は1420 - 40年までの20年間〉

◆1420年 初婚〔妻：エリザベート (Elisabet)〕——筆者：24歳

同年の6月2日に、私は〔同じ商会で下働きしていた〕エリザベートを最初の妻として娶った。彼女は、〔アウクスブルク市から南東12.5kmに位置する〕メーリンク出身の貧しい寡婦シュテルクレーリン (Störklerin von Meringen) の娘で、前〔の第1部〕で記したように、持参した物〔財産〕はそれほど多くはなかった。しかし、〔幸いなことに〕私たちは〔共に〕信頼しあえる (er : ehr)、また〔困難を克服する有能な〕能力 (frumhait : tüchtigkeit) と幸運と健康 (hail : heil) に恵まれた同士として結婚した。

<◇チンクが結婚手続きを怠り、クラマー商会を解雇⁽¹⁾。

<◇内職〔写字〕に精を出し成功し、その能力が認められて復職⁽²⁾。

<◇同年の秋、アウクスブルク市でペストが発生し、諸物価が下落⁽³⁾。

(2) 子どもたちの生〈誕生〉とその死〈埋葬〉

◆1421年 長女〔第1子：アンナ〕の誕生——筆者：25歳

同年の7月4日〔聖ウルリッヒの祝日 (an St. Ulrichs tag)〕に、私の妻が娘〔第1子：長女〕を産んだ。この子はアンナ (Anna) と命名された。この子

は本当にかわいい児 (ain hupsch kind) で、誰もが〔かわいいと言わずにはおれない程の〕愛くるしい (zärtlich) 児であった。この児は〔1430年のペストにより〕9歳で死亡した。

<◇1422 - 23年 (26 - 27歳) —— ロットヴァイル都市戦争へ傭兵として参加⁽⁴⁾。

◆1423年 長男〔第2子：ヨハネス〕の誕生

——筆者：27歳、長女：2歳

同年の復活祭週間 (Osterwochen：4月4日～10日間) に、私の妻が息子〔第2子：長男〕を産んだ。この児はヨハネス／ハンス (Johannes/Hans) と命名された。この子は1466年〔43歳〕まで存命した。

<◇同年—— ジギスムント皇帝の許に、フェーデとユダヤ人問題の使者として派遣⁽⁵⁾。

<◇1424年 (28歳) —— 綿花の買い付けでヴェネツィア市に派遣⁽⁶⁾。

◆1425年 二女〔第3子：ドロテア〕の誕生

——筆者：29歳、長女：4歳、長男：2歳

同年の12月21日〔聖トーマスの祝日 (am St. Thomas tag)〕に、私の妻が娘〔第3子：二女〕を産んだ。この児はドロテア (Dorothea) と命名された。

<◇1427年 (31歳) —— アウクスブルク司教職をめぐる大事件が発生し、同市側から任務を委託されローマに派遣⁽⁷⁾。

<◇1428年 (32歳) —— フランクフルト大市へ行く途中で襲われ、損出が発生⁽⁸⁾。

◆1429年 二男〔第4子：コンラート〕の誕生

——筆者：33歳、長女：8歳、長男：6歳、二女：4歳

同年の1月25日〔聖パウロ改宗の日 (an St. Paulus tag)〕に、私の妻が息子〔第4子：二男〕を産んだ。この児はコンラート (Konrad) と命名された。

<◇同年—— 「ここアウクスブルク市ではすでに1429年に疫病〔ペスト〕が猛威を振るっていた。」⁽⁹⁾

◆1430年 長女の死亡

——筆者：34歳、長男：7歳、二女：5歳、二男：1歳

同年の12月26日〔クリスマス週の聖シュテファンの祝日 (an St. Steffans tag zu Weihennächten)〕に私の長女アンナがペストで死亡した (9歳)。この子は聖母教会に (zu unser lieben frawen) 埋葬された。

【補遺3】 1430年前後のアウクスブルク市で発生したペストについて⁽¹⁰⁾。

「1430年に、ここアウクスブルク市で〔多くの〕死亡者がでた。人々の噂によると、アウクスブルク市ではほぼ6千人が死亡したそうである。私の身近でも、私の2人の娘が、すなわち長女のアンナが9歳で亡くなり、また二女のドロテアも〔僅か〕5歳で亡くなった。」

<◇同年——アウクスブルク市の委託任務〔硝石の買い付け〕で、ヴェネツィアへ派遣⁽¹¹⁾。

<◇同年——フス戦争下のニュルンベルク市でサフランを購入する⁽¹²⁾。

◆1431年 二女の死亡と三女の誕生

——筆者：35歳、長男：8歳、二男：2歳

<◇同年——商業活動〔移動生活〕から引退して、秤量官〔定住生活〕に中途採用

◇職業⇒(D)：P・エゲンの許での使用人時代 (1431 - 38年)

同年、私の二女ドロテア (5歳) もペストで死亡、聖母教会に埋葬された。

その後の11月18日〔聖エリザベートの夕べ (an St. Elisabet abent)〕に、私の妻が娘〔第5子：三女〕を産んだ。この児には〔今年亡くなった二女と同名の〕ドロテアと命名した。

その後の12月25日〔クリスマスの聖なる日 (an dem hailigen tag zu weihennächten)〕に、私の2人の息子、長男ハンス (Hans) とブルッカルト (Burkhart) に堅信礼を施した (firmen)。

【補遺4】 息子ブルッカルト〔第6子：三男〕について⁽¹³⁾。

この息子については、これまでまったく言及されていなかった。

それ故、前述した二男のコンラートと混同した〔のでは、との解釈も成り立つが、しかし、そう〕とは考えられない。何故なら、この二男は1429年に誕生しているので、〔僅か2年後の〕1431年に堅信札が施されることはありえないからである。

したがって、このブルツカルトなる息子の欠落、すなわち、これまで記されてこなかった手落ちは、筆者たるチンク〔の書き忘れ〕に因るところが大きい。

◆1432年 四女の誕生とその夭折

——筆者：36歳、長男：9歳、二男：3歳、三女：1歳
同年の9月4日に、私の妻が娘〔第7子：四女〕を産んだ。この嬰兒には〔1431年のベストで亡くなった長女と同名の〕アンナ (Anna) と命名した。

その後、この四女は〔僅か2ヵ月後の〕11月9日に死亡した。この嬰兒の遺体は聖モーリッツ (St. Mauricien/St. Moritz) 教会内の私の墓石の下に埋葬された。

◆1434年 四男の誕生

——筆者：38歳、長男：10歳、二男：4歳、三女：2歳
同年の5月23日に、私の妻が息子〔第8子：四男〕を産んだ。この児はヴィルヘルム (Wilhelm) と命名された。

<◇同年——ネルトリンゲン大市に個人の資格で参加⁽⁴⁴⁾。

◆1436年 五男の誕生とその夭折——筆者：40歳、長男：12歳、

二男：6歳、三女：4歳、四男：2歳

同年の7月22日に、私の妻が息子〔第9子：五男〕を産んだ。この嬰兒はヤーコブ (Jacob) と命名された。しかし、その2日後の7月24日に、このヤーコブは夭折した。彼の遺体は聖モーリッツ教会の私の墓石の下に埋葬された。

(3) 疫病発生時、妻エリザベートの慈愛にみちた献身と経済状況

◇職業⇒ (E)：自営／個人経営時代 (1438 - 41年)

◆1438年 大規模な疫病の最中に五女が誕生、そして二男の死亡

——筆者：42歳、長男：14歳、三女：6歳、四男：4歳

同年、ここアウクスブルク市で大規模な疫病〔ペスト〕が発生し、6千人にも及ぶ人々が死亡した。そして私ことブルツカルト・チンクも大病を患い、身体 (gemächte) の2箇所、すなわち、首と脚 (Bein) に障害が生じた。私の愛する妻エリザベートは〔妊娠中にも係わらず〕、私と同様の病を患った子どもの世話〔介護〕で大変であった (große)。〔病気になった〕私たち二人〔の生死〕は聖なる神に委ねられ、私たち二人は苦しんだものの、しかし〔最終的に〕神は私たち二人が再び全快に向かうことをお認め下された。神に讃えあれ (gott sei gelopt)。

その後、私たちが神の恩寵によって全快した同じ〔1438〕年の11月3日〔万聖節 (11月1日) 後の月曜日 (an dem Montag nach allerheiligen tag) 〕に、私の妻が〔何の支障も無く〕娘〔第10子：五女〕を産んだ。この児はバーバラ (Babara) と命名された。

その後、12月12日〔聖ニコラウスの祝日後の金曜日 (am Freitag nach St. Niclaus tag) 〕に、私の二男コンラートもこの〔年の〕ペストで〔僅か9歳で〕死亡した。彼は、すでに私の五男が埋葬されている聖モーリッツ教会の私の墓石の下に埋葬された。

◆同年 チンク家の当時の経済状況

さらに、〔ここで〕知らせておかねばならないことは、前にも記したように、私の妻が妊娠していた時期に、私はほとんど〔外の〕仕事に掛かりっきりで、〔家の仕事はほとんど妻のエリザベートに任せっきりであり、私は家の外で〕馬に乗ってヴェネツィア市に赴き、そして同市での商業活動に従事していたのである。

たとえば〔キプロス産の〕商品〔綿花〕を数梱 (こり：Balle) をヴェネツィア市で購入して、アウクスブルク市に運搬するなどしていた。また、私の主人〔以下の【補遺5】を参照〕に代わって、主人の仕事をも行っていた。〔もちろん〕主人と商業活動契約を結んで、私も〔個人的に、自己資金を投資して〕利益を獲得していた。私はこの当時、1,000フローリン金貨 (fl.) 以上の金額を所有していた。天に在します神に、祝福あれ。

【補遺5】 1420 - 38年に使用人として働いていた時期について⁽¹⁵⁾。

上記したように、チンクは①ジョス・クラマー商会で1420 - 31年〔までの11年間〕、その後②ペーター・エゲン (Peter Egen) 殿の許で1431 - 38年〔までの7年間〕、それぞれの主人の許で使用人として働いていた。

しかし、〔これらのいずれの時期においても〕チンクは主人と一緒に〔共同で〕商業活動を行ないつつも、他面では独自の判断で〔すなわち、主人から独立して〕行なう商業活動も許されていた。

(4) 愛しい妻エリザベートの死亡とその埋葬

◆1440年 妻エリザベートの死亡——筆者：44歳、長男：16歳、
三女：8歳、四男：4歳、五女：2歳

次に、その後、同年の10月20日〔聖ガレンの祝日後の水曜日 (am dornstag nach St. Gallen tag)〕に、私の妻エリザベートが死亡した〔彼女との結婚生活は1420 - 40年までの20年間であった〕。私の妻に、神の計り知れない慈悲の心でもって、恩寵が給わらんことを。妻の遺体は聖ウルリッヒ教会 (St. Ulrich) の私の墓石の下に埋葬された。

これを契機に、私は〔妻が死亡する約6ヵ月前の4月29日に200フローリン金貨で購入した〕自宅で暮らし始めた。この家は道幅のある教会通りに面しており、またハインリヒ・リープハルト殿 (Maister Heinrich Liephart) から購入した家屋であった。

私の愛する妻との20年間〔の結婚生活を振り返るにつけ、私たちは〕本当に仲むつまじく暮らし (in rechter freuntschaft)、そしてお互いに貞節を守り、また相手を思いやりながら (freuntlich) 暮らし、そして名誉 (er : Ehr) と〔十分すぎる〕財産 (Guet) を獲得できた〔良き人生であった〕。全能なる神よ、私の妻の靈魂がいつまでも安らかに、そして永遠にあらんことを。アーメン。

[C] 再婚時代 (1441 - 49年)

— 零落した貴族身分 (寡婦) との再婚

◇職業⇒ (F) : モイティング商会への中途採用時代 (1441 - 44年) と個人経営時代 (1446 - 48年)

(1) 零落した貴族身分のドロテアとの再婚

◆1441年 再婚〔妻：寡婦ドロテア (Witwen Dorothea)〕——筆者：45歳
同年の6月11日〔聖なる聖霊降臨祭後の直近の日曜日 (an dem nachsten sonntag nach dem hailigen pfingstag)〕に、私は寡婦 (Witwen) のドロテア・クエルンベッキン (Dorothea Kuelnbeckin) — 〈彼女はハインリヒ・アーデルツハオザー・フォン・ヴィッカーホーヘン (Heinrich Adeltzhauser von Wickerhofen) の嫡出の娘 (eliche Tochter)〉 — と再婚した。全能なる神が私たちに幸運を給わらんことを。

【補遺6】 フォン・ヴィッカーホーヘン (von Wickerhofen) 家について⁽¹⁾

ハインリヒ・アーデルツハオザー・フォン・ヴィッカーホーヘンは1430年にバイエルン・ミュンヘン系大公の家臣 (Mitgliedern der landshacht) として登場する。彼はダツハウ (Dachau) の西に位置するヴィッカーホーヘン城砦 (Veste) を1411年にバイエルン〔ミュンヘン系〕諸大公エルンストとヴィルヘルムから購入して、フォン・ヴィッカーホーヘン家を興した。

(2) 前夫の死後、経済的苦境に陥った妻ドロテア

また知らせておかねばならないことは、今述べた私の正妻 (eliche Hausfrau) であるドロテアは、その当時〔アウクスブルク市から南東12.5kmに位置する〕メーリンク (Möringen : Mering) 地域の行政官 (Pfleger) [1441 ~ 1456年]⁽²⁾ であった彼女の兄〔ゲオルク・アーデルツハオザー (Georg Adeltzhauser)〕の許に身を寄せていた。

彼女の前夫はランツフト (Landshut) で死亡した貴族 (Edlman) であり、バイエルン〔ランツフト系〕大公ハインリヒの従者 (Herzog

Heinrichs diener) であった。彼は敬虔な貴族であり、ベルンハルト・クエルンベック (Bernhart Kuelnbeck) と称した。

前夫が死亡した時、土地財産〔不動産〕以外の貨幣財産やその他の動産は〔法律的には〕彼女のものになったのだが、しかし〔実際には〕彼女や彼女の子どもたち〔の手元〕には何も残らなかった。その理由は、亡くなった彼女の夫に多額の借財があったからである。私の愛しい妻ドロテアは、このような経済的な苦境 (Not) に立たされていたために、彼女の兄がいるメーリンクに避難しなければならなかった。というのも、彼女はこれと言った財産を所有していなかったからである。すなわち、彼女は自分〔名義、ないしは自分自身〕に属する財産を一切 (kain zugehor) 持っていなかったがために、〔前夫の領地を離れ、〕彼女の実兄の許に留まることができた〔とも言えよう〕。

(3) 避難先での兄嫁からの妻ドロテアに対する罵詈雑言

その兄にはバーバラ (Barbara) という妻がいた。彼女は〔貴族〕フォン・ヴェスターナハ家 (von Westernach) の出身者で、性格はきつく (scharpfe)、怒りやすい (zernige) 婦人であった。この兄嫁は私の愛しい妻に対しても好意的に接することはなく、いつも私の妻について悪しざまに語り、そして私の妻を、さらには〔先夫との間に儲けた〕彼女の2人の子ども〔息子と娘〕をも蔑んでいた。

そして、今では〔直接〕私にさえも、私の妻について〔詰問口調で〕質してくるのである。〔たとえば、〕彼女を美しく、〔性格の〕真っ直ぐな女性と思っているのかとか、また彼女は非常に真面目で、有能であり、世間で (man) いわれているように彼女ほどの〔良い〕女性は二人としていない〔見つけることはできない〕などと思っているのか等々。私は彼女の美しさ、敬虔さ (frumkeit : fromkeit) そして美德 (tugend) から生じる彼女の慈悲深さ (Barmherzigkeit) に感動したからこそ、彼女を〔妻として〕求めるべく〔求婚の使者を彼女が滞在していた〕メーリンクに派遣したのであった。

(4) チンク(平民出身者)のドロテア(貴族出身者)への求婚と彼女の返答

彼女は〔貴族身分者のように馬に乗ってではなく〕貧しい婦人 (eine arme Frau) のように徒歩で (zu Fuess) 〔私の許を〕訪ねてきた。そして、私が〔一目で〕彼女を善良な人 (wohl) と思ったように、彼女も同様に私のことを善良な人だと思ってくれた。そして私は、彼女が〔貴族身分でない〕私を彼女の後夫として受け入れる気持ちがあるのかどうか〔を確かめるべく〕彼女と話し合いをもった。彼女は私のこの申し出を (des) 心から喜んでくれて、そして〔話し合いの中で〕①彼女は私を喜んで〔後夫として〕受け入れたい旨、また②私が望むことはすべて〔彼女のできる範囲内で〕適えてあげたい旨、さらに③喜んで私に対して恭順かつ従順の意 (untertanig und gehorsam sein) を表したい旨、また④私への彼女の要求は、ただ私が自由な、そして良き意思〔で決断すること〕だけで、それ以外は何も求めない (nichts von mir begehren) 旨、そして〔最後に〕⑤私と私のすべての子どもたちを尊重し (in Ehren haben) かつ私の子どもたちを彼女自身の子どもとして自分に任せて欲しい旨の返答があった。

(5) 妻ドロテアについてのチンクの感想

〔このような返答をもらった〕私は、私の妻が本当に素直な人 (gutwillig was) であることを実感し、〔実際に話し合う前よりも〕とても彼女を気に入り、それ故に〔妻として〕受け入れたのである。また受け入れた時も、たとえ彼女に欠点 (schlecht) があったとしても、長く連れ添えば連れ添うほどに良くなる〔改善される〕(je länger je besser) ことを、私は確信した。それゆえに、〔貴族出身の〕彼女について他の人々が私に、さまざまに〔要らぬ意見〈身分が不釣り合いで苦勞するから、結婚をやめたら〉など〕語ってくれたことはすべて一笑に付すべきものであった⁽³⁾。つまり、彼女は美しく、敬虔で貞淑であり、熱心に糸を紡ぎ、そして私の子どもたちをととても大切にしてくれた (sie was schon, frum, tugenthaft und span fast und hett meine kind gar schon)。したがって、私も彼女を大切に、そして〔彼女の意見や行動などを〕尊重した。また彼女が必要としている物を、すなわち、上着

(Rock) や外套〔マント (Mantel)〕そして毛皮製の衣類 (Kleidungsstück von Pelzwerk) などを一〈宛がったこれらの品々を、妻も十分に満足してくれた〉一買ってやった。つまり、私たちはお互いに〔7年間〕仲むつまじく暮らした (leben wir in freundschaft mit einander)。天に在します神よ、神の恩寵が妻ドロテアに給わらんことを。

(6) 妻ドロテアが持参した財産

なお、伝えておかねばならないことは、彼女が私の許に來た時、持参してきた財産は次のような物であったことである。すなわち、シーツの無いベッド2台 (2 pett on ziech)、脚のとれた衣装戸棚 (ein truchen on fuess) そしてキツネの毛皮の敷物 (ein fuchsin deck) などである。さらに彼女は〔上記したように〕外套もヴェール (schlair : Schleier) も持参していなかった⁽⁴⁾。また彼女は一人の息子と一人の娘を連れてきたが、子どもらも裸 (nackent) 〔同然の姿〕であった。私は二人の子どもに、また妻にも足元から衣服を着せてやった。

なお、妻の連れ子の娘はその後、聖カタリーナ女子修道院に入り、そして美しい修道女になった。彼女は若く、そして気品のある女性であった。そして彼女は66歳〔1489年8月17日〕まで存命した。神よ、彼女を守り給え。また私たちをすべての悪から守り給え。アーメン。

◆1443年 息子ブルッカルト〔第6子：三男〕の死亡——筆者：47歳、
長男：19歳、三女：11歳、四男：7歳、五女：5歳
同年の10月16日〔聖ガレンの祝日 (um St. Gallen tag)〕に、私の息子ブルッカルト⁽⁵⁾が北部イタリア (Welscher Land) のヴィチエンツァ (Vicentz) 市で死亡した。彼は同市で、ある領主に仕える従者であった (dienet)。

(7) 妻ドロテアの死亡とその埋葬

◆1449年 再婚妻ドロテアの死亡——筆者：53歳、長男：25歳、
三女：17歳、四男：13歳、五女：11歳
同年の3月19日に上記の〔私の愛しい妻 (mein liebe)〕ドロテアが死亡し

た。神の恩寵が給われますように。〔彼女との結婚生活は1441 - 49年までの7年9ヵ月であった。〕

〔ここで〕伝えておかねばならないことは、〔実は〕彼女はクリスマス前の12月2日〔聖トーマスの祝日 (St. Thomas tag)〕から死亡する〔上記の日 (3月19日)〕まで〔の3ヵ月間〕病床で臥せていたことである。彼女の遺体は聖モーリッツ教会の私の墓石の下に埋葬された。

◆1450年 五女の死亡——筆者：54歳、長男：26歳、三女：18歳、
四男：14歳

同年の11月24日〔聖カタリーナの夕べ (an St. Katharina Abend)〕に、私の娘バーバラ〔五女〕が12歳〔1438 - 50年〕で死亡した。彼女は確かに、分別のある聡明な (Vermunftig) 子であった。彼女の遺体は聖モーリッツ教会の私の墓石の下に埋葬された。

[D] 約4年半に及ぶ鰥夫暮らしの時代 (1449 - 53年)

——ある娼婦との内縁関係⁽¹⁾

◇職業⇒無職の時代 (1449 - 53年)

(1) ある娼婦との出会い

◆1449年 ある娼婦との出会い——筆者：53歳

貴族出身の妻〔ドロテア〕を亡くした後の私は、約4年半の間、鰥夫暮らし (Witwer) を強いられた。それは確かに惨めな暮らし (ellenchlich Leben) であった。〔そのため、鰥夫暮らしの寂しさに耐えきれず〕私は1人の愚かな娼婦 (eins torenden freulins) に夢中になってしまった。〔その娼婦は、後述するように、マルガレート・ゼーゲッセルリン・フォン・ヴァルハウプテン (Margret Segesserin von Walhaupten) と言った。〕

(2) 娼婦との内縁関係と世間のチンクへの風当たり

彼女は私には確かに可愛い〔愛人的な (lieb)〕存在であった。しかし、この件〔内縁関係〕で、私が見るものは〔そう〕多くはなかった。むしろ、〔以下で記すように〕彼女の存在は、おそらく愚かな男 (ein toreten man)

〔の場合〕にしばしば生じるよりも、はるかに多額の、財産上の損失を私にもたらした。

◆ 1450年——筆者：54歳

【補遺7】 ◇ 1450年の納税額：記録なし⁽²⁾

チンクが娼婦との内縁関係を始めた1年後〔1450年〕には、納税額は記載されていない。この点から、チンクの収入は納税対象額にまで達していなかったことが分かる。ちなみに、前年度の納税額は11シリング(B.)であった。

◆ 1451年——筆者：55歳

【補遺8】 ◇ 娼婦との出会いに伴う住居地の変更(引越し)⁽³⁾

チンクは生活の拠点をこれまでのプレディガーベルク地区(Gegend des Predigerbergs)から、1451年に「〔所有者の〕急な交代でシュレヒテン氏の所有する〔ことになった〕湯屋〔納税地区〕(salta zum Schlechtenbad)」へ移していることが『徴税簿』の記録から分かる。

—〔この事実の背景には、おそらくチンクが鰥夫暮らしの侘しさを娼婦との出会いで埋めようとして娼婦の生活圏の近くに引越し、また後述するように、1452年に娼婦マルガレートとの間に第1子を授かるという事情もあって、生活の拠点をこのような湯屋地区へ変更していたのではないだろうか。やがて、湯屋街に引っ越したチンクは、以下に記されているように、これまでの仲間たちから相手にしてもらえず、自ら孤立していく結果を、また頻りに財産〔金銭〕の盗難に晒される結果をも招くことになった、と思われる。〕—

私が〔今〕考えるに、〔この娼婦と内縁関係にあった〕私は非常に〔不幸で〕惨めな暮らしを強いられ、また〔まるで〕悪事を行なっているかのようにもあった。〔なぜなら、世間の〕誰もが私に対して誠実さ(treu)を欠き、また私の財産〔運営〕について私に好意的な〔たとえば、助言などのような〕行為は何一つ行なってくれなくなったからである。〔つまり、世間の私に対する風当たりは非常に強く、私は世間からいわば村八分に近い、孤立した状態に置かれていたのであった。〕それゆえに〔改めて〕この娼婦の存在が私にとって極めて危険な存在である〔こと

に、私はようやく気づいたのであった]。

[それは彼女との日常生活においても同じで、] 彼女は〔時、所をかまわず〕好き勝手に、私から私の財産〔お金〕を掠（かす）め取っていたのである。このような行為に私は不快感を抱いた。さらに彼女は〔金銭に不自由さを感じると〕、今度は「もう生きていたくない（das wolt sein mit mehr）」と私を脅すといった有様で、このような行為も私を不快にさせるものであった。

◆ 1452年——筆者：56歳

【補遺9】 ◇チンク、居住地を湯屋街から変更⁽⁴⁾

1452 - 55年の『徴税簿』から、チンクが再度、居住地を変更していることが分かる。それは、「Vom Ror：アンドレアスとヤーコプのフッガー兄弟（Endres und Jacob Fugger）の屋敷〈今日のマキシミリアン大路（Maximilianstrass）とユードンベルク小路（Judenberg）が交差する角の家（Eckhaus）〉の近くから市庁舎の上手地区」〔と言う納税地区〕の項目の中の一軒に、納税者として以下の3人の名前が記載されているからである。すなわち、

「ミュンスターレリン（Münsterlerin）、彼女の息子ハンスそしてブルッカルト・チンク」

この事実から、チンクはすでにミュンスターレリンの娘ドロテアと再々婚〔結婚は1454年〕をする数年も前から、その後、姑となるミュンスターレリンの実家に居候していたことになる。

〔この事実から、チンクは娼婦マルガレートと同棲していることの不利を悟り、また同棲中の諸々の「不愉快な行為」を鑑みて、おそらく娼婦との内縁関係の解消を決意したものと思われる。〕

このようなチンクの身上に同情したのが、おそらく後に姑となるミュンスターレリンであったのかもしれない。彼女はチンクの「避難」を一〈単に部屋が空いたので金銭的な借家関係で、事務的に〉受け入れたのではないであろう。おそらく世間的に孤立していたチンクにとって、この「姑」の実家への入居で生じた家主たる「姑」との接触・交流や彼女からチンクへの助言な

どは、孤立していた当時のチンクにとってはありがたいことであり、娼婦マルガレートとの内縁関係の解消を後押しする「力」になったものと思われる。

それ故に、逆に娼婦も自分の「情夫」の気持ちの変化を察して、以下に記されているような「内縁関係の存続事実」を求めた訴訟行為に走ったのではないだろうか。]

(3) 娼婦との「内縁関係の解消」をめぐる訴訟

◆1452—53年——筆者：56—57歳

〔チンクの居住地変更を見知った〕彼女は〔「金の切れ目が縁の切れ目」と言わんばかりに、私との内縁関係を〕そろそろ潮時であり、断ち切るべきと考えていたようであった。というのも、彼女は〔私に対して〕わざとらしい、極めて陰険な策を用いて〔攻撃を仕掛けて〕きたからであった。しかし、彼女が考え出したことはせいぜい一計を案じて私を脅し、私から金銭を巻き上げようとしたこと、すなわち、私を婚姻〔結婚〕裁判所 (Korgericht) に出頭させて、彼女との結婚をめぐつて (um die ee) 私を訴え、〔手切れ金をしこたませしめる〕ことであった〔ようだ〕。この訴訟で、彼女は私に対して本当に不当なこと〔証言〕を行なった。そして彼女は〔私との内縁関係を公にすることで〕、彼女との訴訟を私が受け〔入れ、大きな「事件＝スキャンダル」となり、多額の手切れ金を獲得でき〕ると踏んでいた〔ようであった〕。しかし、私は〔反駁もせず、「事件」が大きくならないように隠忍自重して〕ただひたすら裁判所の判決 (Recht) を、つまり私が〔彼女への手切れ〕金を支払わないで、彼女と別れる正当な判決を獲得しようと願っていただけであった。この件に関して、〔幸いにも〕私は婚姻〔結婚〕裁判所から〔内縁関係の解消を可能とする〕判決文を手に入れることができた。このための裁判費用として私が支払った金額は1フローリン金貨20ペーニツヒ (fl.20 d.) にすぎなかった。これでもって、私はようやく彼女との〔内縁〕関係を解消したのであった〔1453年9月〕。

(4) 私生児の生〈誕生〉とその死〈埋葬〉

ただし、伝えておかなければならないことは、この娼婦との間に2人の子ども〔私生児〕⁽⁵⁾を産ませていたことである。この件については、以下に記す通りである。

◆1452年 第1子の誕生——筆者：55歳

同年の8月24－31日〔聖バルトロメオ祝日後の1週間内 (in der Wuchen post Bartlmeus)〕に、〔私の相方の〕娼婦マルガレートが一人の男児を産んだ。この児はジョルクリン (Jörglin) と命名された。

私はこの児の世話を、この児がかなり大きく成長するまで行なった。〔たとえば〕この子には〔勉学のために、近くの〕学校に行かせた。さらに、この子が10歳になる1462年には〔アウクスブルク市から南70kmに位置する〕カウフボイレン (Kaufbeuren) 市にある〔ドイツ語〕学校⁽⁶⁾の教師の許に遣わした。私は、このジョルク〔を学校へ通わせる〕ために、教育費として年7フローリン金貨を〔出し惜しみせず〕支払った。

◆1453年 第2子の誕生とその夭折——筆者：57歳

その後、同年の1月6日〔三王礼拝の日〈公顕節〉 (auf den Obersten)〕に、同娼婦マルガレートが女兒を産んだ。この嬰兒はヒルデガルト (Hildgard) と命名された。しかし、この嬰兒は翌7日に夭折し、聖ウルリヒ教会の、他の薄幸の子らの墓に〔一緒に〕埋葬された。

[E] 再々婚時代 (1454－59年)

◇職業⇒H－(A)：都市役人時代 (1454－59年)

(1) 妻ドロテアとの再々婚

◆1454年 再々婚〔妻：ドロテア (Dorothea)〕——筆者：58歳

【補遺10】 ◇再々婚の相手ドロテアとの出会い

チンクは上記の娼婦との「泥仕合」にひとまず決着をつけた1453年9月以降も1454－55年版の「徴税簿」によると、ミュンスターレリン家の家屋の一部に留まっていたことが判明している⁽¹⁾。

〔このように、ミュンスターレリン家への長期〔借家〕滞在がおそらく、

下記のように、家主の娘との結婚へと導いたのであろう。]

同年の1月30日〔聖パウロ回心の祝日後の水曜日 (am mitwuch nach St. Pauls tag)〕に、私は女性小間物商 (Krämerin) ミュンスターレリンの娘で、ドロテアという女性と〔3度目の〕結婚をした。彼女は確かに敬虔的な〔性格で、嫡出の娘 (erber tochter) であった。天に在します神がその恩寵により私に3人目の妻としてさしつかわされたのである。私は上記の私の愛しい妻〔主婦 (lieb hausfrau)〕ドロテア・ミュンスターレリンと本当に仲むつまじく暮らした (in ganzer freuntschaft)。妻との5年間の結婚生活で、妻は4人の子どもを産んでくれた。全能なる神よ、妻に永遠なる報酬を授け給え。また妻がそれを享受できますように。

(2) 子どもの生〈誕生〉とその死〈埋葬〉

◆1454年 長女〔第1子：アンナ〕の誕生——筆者：58歳

同年の11月8日〔聖マルチン祭の前の金曜日 (auf Freitag vor St. Martins tag)〕に、私の妻〔主婦〕ドロテアが娘〔第1子：長女〕を産んだ。この児はアンドリン (Andlin) と命名された⁽²⁾。そして、この児の〔洗礼立会の〕代父はハンス・オールハン (Hans Aurhan) であり、代母はエリザベート・ランゲンマントリン (Elisabeth Langenmentlin) であった。

◆1456年 長男〔第2子：ヨハネス (ハンス)〕の誕生

——筆者：60歳、長女：1歳

同年の2月21日 (土曜日) の夜7-8時に (am Sambstag zu nach zwischen 7 und 8 ur)、私の妻ドロテアが息子〔第2子：ヨハネス (Johannes)〕を産んだ。神に祝福あれ！ そして、この児の〔洗礼立会の〕代父はハンス・オールハンであり、代母はエリザベート・ランゲンマントリンであった。

◆1457年 二女〔第3子：バーバラ〕の誕生

——筆者：61歳、長女：2歳、長男：1歳

同年の9月25日〔聖ミカエル祭の前の日曜日 (am Sonntag vor St. Michaels tag)〕に私の妻のドロテアが娘〔第3子：バーベリン (Barbelin)〕⁽³⁾を産んだ。神に祝福あれ！ そして、この児の〔洗礼立会の〕代父はパウル・ベツヒャ

ー (Paulus Becherer) であり、代母はエリザベート・ランゲンマントリンであった。

◆1459年 三女〔第4子：ドロテア〕の誕生と夭折

——筆者：63歳、長女：4歳、長男：3歳

同年の2月14日〔四旬節（レント）の第1日曜日（am Sontag invocavit）〕に、私の妻のドロテアが娘〔第4子：三女〕を産んだ。この児はエリザベート（Elisabet）と命名された。神に祝福あれ！そして、この嬰兒は〔急いで〕洗礼を受けた。〔しかし、適切な人物がいなかったのであろうか、とりあえず出産に立ち会った〕私の乳母（Kellerin）マルガレータ（Margareta）が〔急遽、〕立会人〔代母（gevatter）〕⁽⁴⁾になった。

しかし、その14日後〔2月28日〕にこの嬰兒は死亡した。そして、その遺体は聖ウルリッヒ教会に運ばれ、他の幼い子どもたちが埋葬されている墓に納められた。それは四旬節〔期間中〕の月曜日（am Montag invocavit）であった。

(3) 妻ドロテアの死亡（1459年）

◆1459年 妻ドロテアの死——筆者：63歳、長女：4歳、長男：3歳

その後、私の愛しい妻ドロテア・ミュンスターレリンが、〔上記の〕三女を産んでから10日後〔2月24日〕、産褥（in der kintpett）が原因で死亡した。天に在します神よ、妻に恩寵を授け給え。アーメン。これは1459年のことであった。

〔F〕 4度目の結婚時代（1460 - 74 / 75年）

◇職業⇒H - (B)：都市役人時代（1460 - 67年）

(1) アンナ（Anna）との4度目の結婚

◆1460年7月——筆者：64歳

【補遺11】 ◇4人目の妻を娶る⁽¹⁾

私が今、一緒に暮らしている私の〔4人目の〕妻アンナを娶った時、私は〔すでに〕64歳であった。私は、これまで私の全人生の、すなわ

ち、子どもの時期から老年期に至るまでの各時期において、多くの不愉快な事や嫌な事を経験してきたが、〔その最大のもの〕怒りっばくて、そして反抗的な今の若い妻からのものである。〔私が今述べた〕ことを、汝がこの巻で探そうと思えば、見出せよう。

私は、そのため、この若い妻を、彼女の思うがままに生活させ、また行動させ、そして私の子どもたちのために、何事にも耐え忍ぶことにしたのである。

(2) 子どもの生〈誕生〉とその死〈埋葬〉

◆1462年 長女〔第1子：ウルズーラ〕の誕生——筆者：66歳

【補遺12】 長女の誕生⁽²⁾

同年、私の4人目の妻が娘〔第1子〕を産んだ。この児はウルズーリン (Ursulin) と命名された。

◆1467年 長女の死——筆者：71歳

【補遺13】 長女の死〈埋葬〉⁽³⁾

同年の10月4－10日〔聖ミヒヤエルの祝日後の1週間 (in der Wuchen nach St. Michelstag)〕に、私の妻との間にもうけた私の長女が死亡した (享年5歳)。そして彼女の遺体はアウクスブルク市の聖ウルリッヒ教会に埋葬された。

◆1468年 二女〔第2子：ウルズラ〕の誕生——筆者：72歳

【補遺14】 二女の誕生⁽⁴⁾

同年、私の妻 (Hausfrau) が火曜日に (am Aftermonntag) 1人の娘〔第2子〕を産んだ。神に祝福あれ。この児はウルズラ (Ursula) と命名された。

(3) 私 (チンク) の死 (1474 / 75年)

◆1475年——筆者：78 / 79歳

【補遺15】 チンクの死について⁽⁵⁾

同年の10月18日から始まる「徴税簿」の記録。その中の納税地区

「ナイトバート (Neidbad) から始まるザクセン通り」の納税者の項目に、もはやチンクの名前は見出せない。それに代わって、チンクの未亡人の名前アンナが記録されている。

翌〔76〕年と1477年の〔アウクスブルク市税の納税者として〕アンナ・チンク (Anna zink) の名が記されていた。

〔これらの史料に従うと、チンクは1474年末から75年の初めの頃に死亡したことになる。〕

〔G〕 息子(ヴィルヘルム)の生存情報と身代金による解放(1456年)

◆1456年——筆者：60歳(再々婚時代)、四男：22歳

◇職業⇒都市役人(塩倉庫番人)

(1) 再々婚時代の南チロール地方の政治情勢

——チロール大公ジギスムントへのフェーデ事件

私が塩倉庫の役職に就任した1456年の聖ミカエルの日(9月29日)に、チロール大公ジギスムント(Herzog von Tirol Sigmund)とトリエント司教ゲオルク(Bischof von Trient Georg)が大軍を率いて、ボルツァーノ(Bisein/Besono: Bozen: 伊語でBolzano)城砦(Burg)の前に野営した。この城砦にはベルンハルト・グラートナー(Bernhart Gradner)と称する〔シュタイエルマルク(Steiermark)出身の〕貴族(Edelmann)が〔籠城して〕いた。

彼はかつて同大公の〔近習(Rathe)として仕えた〕従者(Diener)であったが、〔1454年頃には〕この地域で権力を持っていた^①。〔それ故に〕大公ジギスムントも非常に目をかけていた。しかし、このグラートナーが彼の主人であるチロール大公の命令を聞き入れなく〔拒むように〕なり、その後まもなくして、同大公は彼を待ち伏せして、できるならば彼を捕縛したいと(hett in geren gefangen)思う気持ちに〔次第に〕変わっていった^②。ところで、グラートナーは主人たる同大公の裏切り(das)に気づき、そしてもはや〔昔の、大公に忠実な〕彼ではなくなっていたのである。彼は自分が〔命令されて〕行なわねばならないことについて嘘をつくようにな

った。

グラートナーは〔裏切ったチロール大公にフェーデを行なうべく〕至る所でチロール大公が所有していた数々の立派な城 (Schloßen) から武器 (Zeug) や食糧 (Speis) などありとあらゆるものを奪い取り、それらをすべてボルツァーノ城に運び入れた。この城はトリエント司教が所有していたものであり、豪華かつ贅沢な、そして立派な城であった。この城はローゼライト (Rosereit) から僅か1マイルの所にあった。すなわち、グラートナーはこの城に、有能な部下〔兵士 (Gesellen)〕と十分な数の銃 (Büchsen) それに火薬 (Pulver) を、そしてあらゆる食料品 (Kost) を〔運び込んで〕備蓄し、居座っていた。人々が噂していたように、このような十分な量の食糧と装備品 (Kost u. Zeug) があるために、3年という年月をかけても、この城砦を陥落させることはできないと思われていた。〔しかし、実際にはその年の秋に陥落し⁹⁾、グラートナーは捕縛されてしまったのであった。〕

(2) グラートナーの捕縛で消息不明の息子の生存が判明

〔捕縛された〕グラートナーの許には、人々の噂によると、70人くらいの有能な部下がいたそうである。その中に、私の息子ヴィルヘルム―〈この子は私の初婚の妻エリザベートとの間に、1434年に生まれた四男〉も含まれていた。私の息子に、神の祝福がありますように。私の息子は別の所で捕えられ、そしてトリエント〔トレント：Trient/Trento〕市に連行され、同市の塔〔監獄〕に約5ヵ月間、投獄されていた。

ところで、息子が囚われの身でいたことを、私はまったく知らなかった。というのも、〔当時13歳の〕息子が姿を消してすでに9年が経過していたので、私は息子〔の消息〕について何らの噂も耳にしなかったからである。〔そのため〕息子は死んだものと思い込み、〔息子の搜索を〕完全に諦めていたのであった。〔他方〕息子は北部イタリアの諸地域 (in welschen Landen) を、〔例えば〕ロマーニャ (Romaia/Romagna)、ラマルカ (Lamarcha)、ドスターヴィ (Dostavi) などの各地域を転々としながら、そしてその途中で私とすれ違い、さらには故郷のアウクスブルク市へ帰還

しようとしていたのであった。その途中で、息子はグラートナーの兵士たちに引き込まれ、グラートナーが捕縛されるまで、彼と寝食を共にしていたのであった。

(3) 身代金による解放交渉と吝嗇なチンクの対応

◆1453年——筆者：57歳

さて、息子が前記のトリエント市の塔〔監獄〕に入っていた時、〔同市内に〕トリエント司教に雇われていた1人のラッパ手（Drumdtter：Trompeter）がいた。このラッパ手はかつてアウクスブルク市のペルラッハ塔の鐘楼守り（Perlachturmer）であった。そこで、同司教に〔囚われの身である息子の解放のために〕身代金を支払いたい旨を伝えたく、このラッパ手を介して、次のように申し出た。

すなわち、「彼の父親はアウクスブルク市でも裕福な商人なので、彼の父親は司教様にフローリン金貨で1,000枚もの身代金を支払うかもしれません。〔それ故に、彼の息子の解放の件をご一考くださいませ……。〕」と。司教は1,000フローリン金貨を手にする事ができる、という〔ラッパ手からの〕情報（die Moer）を聞き、その大金を手にした一心からか、司教は〔金蔓である〕私の息子を特に厳重に監視させ、そしてこのラッパ手を介して、次のように伝えてきた。

すなわち、「〔身代金を払わず〕汝の息子を殺害させたいのか、そうでなければ（oder）汝の息子は1,000フローリン金貨を支払わねばならない」と。〔司教の返答から〕私は、息子の生存を確信し、しかもトリエント市内に拘留されていることを理解した。

そこで、私は立ち上がって、馬でトリエント市に向けて出立し、その5日後に同市に到着した。到着後、私は息子を解放させようと試みたが、その救済策は功を奏することはなかった（es mocht nicht mit gesein 〈verstarkes sein〉）。すなわち、私は〔息子を解放すべく〕いろいろな方法を試み、また私にできる限りのことを行なった。

しかし、そのすべてが〔残念ながら〕功を奏することはなかった。同司

教はシュタイン城 (Stein am Calias : イタリア語 Castell alla Pietra) へ騎行しようとしていた。そこで司教がボルツァーノ近くを通過するというので、私も司教の後を追った。そして、私は、ボルツァーノ市の前線で野営していた2人の貴族 (Edelman) とめぐり合った。この2人の貴族は〔同城に立てこもっていたグラートナーを撃つべく集まった司教陣営の〕最高司令官 (Oberst Hauptleute) であった。その1人は領主ヨアヒム・フォン・モンターニ (Herr Joachim von Montani) といい、もう1人はハインリヒ・コンペナー (Heinrich Compenner) といった。後者は領主ヨアヒムの娘を妻に迎えた〔義弟〕関係にある〔人物であった〕。そして彼らはトリエント市の東側〔約4.7kmの所にある〕のズガナ溪谷 (Suganatale) に位置するペルジーネ (Persin : Pergine) 城砦の司令官 (Hauptmann) でもあった。この2人の貴族は私に極めて好意的で、助けを買って出る程であった。そしてほぼ半日かけて〔解放〕交渉の労をとってくれた。その他の者たちは協力的ではなかった。そこで、私は300ドゥカート金貨を支払おうとさえ思った程であった。しかし、〔本当は〕そのような〔露骨な身代金の支払い〕行為は行ないたくなかったので、私はその〔交渉の〕場を離れた。そのために、私の息子は〔再び〕塔の獄舎に連れ戻された〔ようであった〕。

その6週間後に〔最終的に〕私の息子は解放された。私は悪知恵の働く〔悪漢〕トリエント司教ゲオルクに現金で50グルデン金貨を支払う羽目になった。さらに、飲食や贈り物など〔同司教を〕歓待するために約30フローリン金貨を費やした。そのため、トリエント司教が〔息子の解放のために〕私に支払させた金額は、合計で80フローリン金貨であった。

—第2部はここで終了している。—

注 記

— I. はじめに —

- (1) *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert*, Die Historische Kommission bei Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Neudruck der Bande 1-36. (以下、DStChr.と略記する)

なお、これらの内訳は、アウクスブルク市関係が9巻、ニュルンベルク市が5巻、シュトラスブルク市が2巻、マインツ市が2巻、ケルン市が3巻、ブラウンシュヴァイク市が3巻、マゲデブルク市が2巻、リューベック市が5巻、リューネブルク市が1巻、レーゲンスブルク市／ランツフート市／ミュールドルフ市／ミュンヘン市が1巻、ドルトムント市／ノイス市／ゾースト市／ドゥイスブルク市が1巻である。

- (2) アウクスブルク市の第2巻 (DStChr. 5, Augsburg 2) の *Chronik des Burkard Zing 1368–1468. Vorwort von Karl Hegel, Bearbeitet Ferdinand Frensdorff, Göttingen 1965 (1866)* をテキスト本として使用した (以下、Zing.と略記)。
- (3) 阿部謹也「中世後期の自伝二著——トマス・プラッターとブルカルト・チンク」『一橋論叢』4月号 (87巻第4号、1982年)。なお、本論文は、小見出しを加筆して『阿部謹也著作集』3巻 (筑摩書房、2000年)、370–390ページに収められている。
- (4) G. Grünsteudel, G. Hägele u. R. Frankenberger (Hg.), *Augsburger Stadtlexikon*, 2 Auflage, Augsburg 1998, S.946. (以下、ASLと略記)
- (5) 15世紀のアウクスブルク市の商人ルーカス・レームについては、山本健「ドイツ中世商人の日記の邦訳 (2)」(『敬愛大学国際研究』第12号、2003年)を、また16世紀の同市の医師フィリップ・ヘーヒシュテッターについては、同「近世アウクスブルクの医師の日記の邦訳 (1)」(『敬愛大学国際研究』第24号、2011年)を参照のこと。
- (6) W. Williams-Krapp, *Literatur im Mittelalter*, in: ASL., S.170–171.
- (7) *Chronik von 1368–1406*. in: DStChr. 4, Augsburg 1, Vorwort von K. Hegel, Bearbeitet F. Frensdorff, Göttingen, 1965. S.1–125.
- (8) *Chronik des Erhard Wahraus von 1126–1445*. in: DStChr. 4, Augsburg 1, Vorwort von K. Hegel, Bearbeitet F. Frensdorff, Göttingen 1965, S.199–241.
- (9) *Chronik des Hector Müllich 1348–1487*. in: DStChr. 22, Augsburg 3, Vorwort von K. Hegel, Bearbeitet Fr. Roth, Göttingen 1965, S.1–376.
- (10) *Zur Geschichte des Bürgermeisters Ulrich Schwarz*. in: DStChr. 22, Augsburg 3, Bearbeitet Fr. Roth, Göttingen 1965, S.415–442. なお、彼については、P. Geffcken, *Augsburg im Hoch- und Spätmittelalter*, in: ASL., S.57–58.をも参照。
- (11) Zing., *Einleitung*, S.XIII.
- (12) 1368年10月22日の夜から23日にかけて、アウクスブルク市で大規模な騒動 (ain großer auflauf) が起こった。「同市の多くの民衆〔手工業者 (ein groβvolk)〕が武器を手に持ちベルラッハ等に進行し、〔市庁舎の前で〕、次のように宣言した。「我われはツunft (zunft) を平和裏に設立したい〔だけである〕。いかなる者も自らの生命と財産に関して何らの懸念や不安を抱かなくてよい。我われは正義を実現し、良き秩序を打ち立て、そして神と誠実な人々のご支援を得て、良き平和〔安定〕を保つつもりである」と (Zing., Buch I. S.1)。この中心人物は織布工 (Weber) のハインツ・ヴァイス (Heintz Weiß) であった。こうして、アウクスブルク市では都市貴族と一般平民 (ツunft市民) の共同統治体制 (ラートでの「集団的平等性」の実現) へ移行した。諸田實『フッガー家の遺産』(有斐閣、1989年) 15ページをも参照。

ところが、ツunft体制が確立しても、同市の発展の可能性は、政治・軍事的な観点から見ると、周辺の諸権力者 (ヴェッテルスバハ家、アウクスブルク司教、ブルガウ辺境伯など) の存在によって制限されていた。そのため常に外部との戦争の危機にさらされていた。そうした中、ツunft市政府はアウクスブルク司教と対立 (1381年) した。司教陣営はシュヴァーベン騎士団、特に獅子軍団 (Löwengesellschaft) の加勢を得て、1388年シュトゥットガルト近郊のデヘインゲンの会戦 (die Schlacht bei Döfingen) で勝利を収め、莫大な賠償金を要求してきた。そのため市政府側は借金が膨らみ、1396年と翌97年には同市の財政危機はピークに達した。この2年間で、納税評価財産の僅か2.5%しか都市税を徴収できなかつ

たからである。このため、ツンフト体制が発足して約30年後の1397年に、ツンフト市政府は税の強制徴収を決定し、一般（平）市民にも応分の支払分担を求めた。それがワインとビールを対象にした間接税の導入であった。これに対して、直ちに比較的大きな反対運動が、すなわち間接税騒動が発生した。この騒動の主役になったのは5つのツンフト（織布工、パン屋、靴屋、桶屋そして鍛冶工）であった（Zing., Buch I, S.52-53. in: ASL., S.55）。

- (13) Zing., Einleitung, S.XVI. u. Zing., Buch I, S.54.
- (14) Ibid., S.VII-XVIII.
- (15) Ibid., S.XVIII.
- (16) 第3巻（Buch III）の「後半部—第2部（家族史を中心に）」が、これに当たる。
- (17) ASL., S.946.
- (18) Zing., Buch IV, S.313, 327.
- (19) Zing., Einleitung, S.XX-XXI.
- (20) Zing., Einleitung, S.XXI.

— III. テキストの邦訳 —

第1部——第3巻の前半部（仕事〈職業〉を中心として）

[A] 独身時代（1396—1420年）

- (1) チンク自ら自分の誕生年を1369年と報告している〔原注2〕（S.122）。
- (2) チンクは、母親の死亡（1401年）に4歳と記しているが、彼の生まれが1396年なので、この年には彼は5歳であらねばならない。
- (3) ein gewerbig man の訳語は「手工業者」とも訳せるが、阿部謹也氏は商人と訳し（『一橋論叢』412ページ、『阿部謹也著作集』第3巻、381ページ）、マシュケも商人（kaufmann）と訳している（E. Maschke, Der wirtschaftliche Aufstieg des Burkhard Zing (1396-1474/75) in Augsburg, *Festschrift für Hermann Aubin zum 80. Geburtstag*, Bd.2 Wiesbaden 1965, S.237. 以下、Maschke.と略記）。
- (4) クルムバハ（Krumbach）はメミンゲン市から北東方向のカムラハ（Kamlach）の近くに位置する〔原注3〕（S.122）。
- (5) 〔原注1〕（S.123）
- (6) マルガレータは、「アウクスブルク年代記 1368—1406年」の中で言及されているテック大公フリードリヒ（Herzog Friedrich von Teck）の娘である。彼女は1421年に、彼女の夫オルテンブルク伯フリードリヒ3世（Friedrich III. Grafen von Ortenburg）を毒殺した。夫の家領はツィーリ家（Hause Gilli）のものとなった〔原注4〕（S.123）。
- (7) チンクはテック大公たちを、彼らの、当時の本領地の地名に従って、ミンデルハイム大公と記していた〔原注4〕（S.123）。
- (8) 大公ルードヴィヒは1410年に、皇帝ヴェンツェル（K. Wenzel）からアクイレレーヤ：ヴェネツィア・ジュリア（Aquila: Giulia）地方の総大司教職（Patriarch）を授封した。そして、彼はバーゼルでの宗教会議で、テック家の最後の人物として1439年に死亡した〔原注4〕（S.123）。
- (9) ウィーンには12世紀末以来聖シュテファン教会（大聖堂）に付属する学校があり、13世紀末から14世紀にかけて名声を博していたが、1365年にルドルフ4世・フォン・ハプスブルク（在位：1358—65年）が、教皇ウルバヌス5世の特許を得てウィーン大学を創設した。しかし、カール4世の妨害工作にあい神学部を欠いたままでの発足となったため、1383年まで大学は振るわなかった。長尾十三二『西洋教育史』（東京大学出版会、1984年）34ページ。
- (10) チンクの父親は1404年（チンク8歳）に再婚し、1418年（チンク22歳）にメミンゲン市でペストに感染して死亡した。

- (11) チンクは叔父の死亡した年を、1415年と記している (S.135)。
- (12) ヴァルトゼーはヴェルテンベルク州ドナウ管区の、ラーフェンスブルク (Ravensburg) 市とビーベラハ (Biberach) の中間に位置し、シュッセンリート (Schussenried) の南東に位置する町である〔原注1〕 (S.125)。
- (13) バリンゲン (Balingen) はヴェルテンベルク州シュヴァルトヴァルト管区の、ロットヴァイル (Rottwail) 南西に位置する小都市である〔原注1〕 (S.126)。
- (14) ここでの1415年という年号は、前で言及してきた内容と一致しない。すなわちチンク自身の報告に従えば、彼は7年間 (1407 - 14年) クライン地方で過ごしたことになる (山本健『邦訳 (1)』、134ページ)。そしてクライン地方への2回目の出発も1415年である。また、チンクが各都市を放浪して滞在した年数は、彼の詳細な報告に従えば、少なくとも3年半に及ぶ。この年数を加算すると、1418/19年であらねばならない〔原注2〕 (S.126)。
- (15) 1437年7月24日に、アウクスブルク市参事会は文書記録係のバルトロメ・ハェツラー (Bartholome Hätzler) に、シュトラスプール市参事会への請求書 (Förderungsschreiben) を交付した。というのも、彼は「10年前に裁判の途中、アウクスブルク市から逃亡した」(Dinkfluchtig) 罪で訴えられていたウルリヒ・シェーン (Ulrich Schön) から、また彼の2人の息子ハンス (Hans) とウルリヒ (Ulrich) たちから請求金額を徴取しようとしていたからである。その後、彼は、「ウルリヒ・シェーンがたびたび仕事の関係でアウクスブルク市を訪れ、そして彼の罪を償った〔罰金額を支払った〕」ことを聞き知った〔原注3〕 (S.126-127)。
- (16) 謝肉祭 (カーニヴァル) については、時代はやや下るが (16世紀)、R・v・デュルメン (佐藤正樹訳)『近世の文化と日常生活 2』(鳥影社、1998年)、その第3章2節「歳市とカーニヴァル」(197-213ページ)を参照。
- (17) 1427年のニュルンベルク市の、この時代に残されていた唯一の帳簿である「身請け金帳簿 (Losungbuch)」の中では、市庁舎の裏の一角が「ズンツ・ベーハイム (Suntz Behaim)」と呼ばれていた。なお、ザルトベルク (Saltzberg) なる名称はニュルンベルク市には存在しない。それは、おそらく、塩市場 (Saltzmarkt) から聖セバルドス教会 (Sebalduskirche) に至る一角と思われる。しかし、フラウエン礼拝堂に近すぎるため、かつて塩会館が建っていた塩市場広場の側面の場所であろう〔原注1〕 (S.127)。
- (18) ニュルンベルク市の「身請け帳簿 (1427年)」には、説教修道院 (Predigerkloster) の裏一角の項目に、ハインツおよびハンス・シュルトハイム (Heintz u. Hanns Schultheiss) なる人名が記載されている。なお、説教修道院は市庁舎の北側、今日のマリア・テレジアン通り (Theresienstr.) 一かつてのディリゲン通り (Diligenstr.) 一の入り口に位置していた〔原注2〕 (S.127)。
- (19) 当時のヴェルツブルク司教はヨハン・フォン・ブルン (Johann von Brun : 1411 - 1440年) であり、彼はエルザス出身者である。この点で、チンクは誤りを犯している。同司教の遠征はゲオルク・フォン・ゼッケンドルフ (Georg von Seckendorf) に対するものであり、また彼の所領たるゼッケンドルフ村とグネッツハイム (Schloß Gnezzheim) 城に向けられたものである。そして、この遠征は遅くとも1418年1月であらねばならない。その根拠は1418年の3月には両陣営の間には、調停が成立していたからである〔原注3〕 (S.127-128)。
- (20) ジョス・クラマー (Jos Kramer) ないしヨドクス・クラマー (Jodocus Kramer: Monumenta Boica Vol. 34, S.234) は、この時期、頻繁にアウクスブルク市の役職者 (Amter) として現れている。彼が1418年に収入役 (Baumeister) に就任していたかどうかは、この時期の同市の出納帳簿と市政府の法令が欠けているので、確認できない〔原注1〕 (S.128)。
- (21) ツンフト市政府の組織は、第2ツンフト文書 (1368年12月16日に作成) によると、市長は、従来の都市長官 (Stadtpfleger) に代わって、ツンフトと都市貴族からそれぞれ1名ずつの計2名選出され、都市政治を実質的に運営する小ラート (Das klein Rat) は、17のツ

ンフトから各1名の親方17人を、さらに12の有力なツンフトから2人目の代表者として12名を追加して、合計29名のツンフト出身者と都市貴族から15名を加えた44人から構成されていた。さらに、4人の収入役 (Baumeister)、2人の公印保管係 (Sieglar) そして6人の徴税官 (Steuermeister) —〈これらの3種の役職はツンフト出身者と都市貴族から半数ずつ選出された〉—も存在した。Friedrich Blendinger, *Die Zunfterhebung von 1368*, in: Gunther Gottlieb (Hg.), *Geschichte der Stadt Augsburg, 2000 Jahre von der Römerzeit bis zur Gegenwart*, Stuttgart 1985, S.151.

[B] 新婚時代 (1420年)

- (1) 嫁入り道具の中で最も重要なものは寝台 (ベッド) であった。裕福な女性の遺言状の中でも、寝台は相続財産として大きな意味をもっていた。また子牛は都市の新婚家庭にとっても重要であった (Maschke., S.238)。
- (2) チンクたちの新婚家庭は、妻からの嫁資 (その価値は約10ポンド・ベニヒ貨) とチンクの貯蓄などからなる約20ポンド=8 $\frac{2}{3}$ ライン・グルデンを所持していたとマシュケは推定している。またチンク夫婦が借家に住んでいたことは、1421年の『徴税簿』の『Vom Diepoldの納税地区』の項目の中に、チンクの名前が記されていたことから分かる。そして彼らは同借家に1429年まで住み続けた (Maschke., S.238-240)。

なお、「Vom Diepold」地区は、J・クラウス (J. Kraus, *Entwicklung und Topographie der Augsburger Steuerbezirke*, in: *Zeitschrift des historischen Vereins für Schwaben*, 86 (1993), S.115-183. 以下、Kraus.と略記) によると、納税地区76番であり、ブリキ職人小路 (Spenglergäß) とMauerberg通りに囲まれた地区である。この地区は、初め「溝の上 [暗渠] (Uf den Graben) 地区」と呼ばれていた (S.167, 178)。

- (3) これはトマス・アクィナスの『神学綱要——僚友ナルレギナルドゥス修道士のために』(Compendium Theologiae ad Fratrum Reginaldum Socium Suum) である。これは信仰 (第1部)、希望 (第2部) として愛 (第3部) の三部構成である。ただし、「希望」の冒頭で中断されている。内容はキリスト教の教説を簡潔に解説したものであり、この5年後に完成した主著『神学大全』の先駆的なものである。議論の進め方や内容は『神学大全』の要約を成す〔稲垣良典『トマス・アクィナス』(講談社学術文庫、1999年)、260ページ〕。
- (4) この時期のチンク家の一週間の収入は、妻の紡績 (32ペニヒ貨) とチンクの内職たる1週間で4セクスター書き上げる写字から成る。チンクは1セクスター当たり4ペーメン・グロッシェン (bö.G.) 貨で引き受け、しかも1週間で4セクスターの分量を書き上げていたので、16 bö.G.の収入があった。しかも、この当時 (1420年) 1bö.G.はペニヒ貨で換算すると、7 $\frac{1}{2}$ デナリウス・ペニヒ貨であったので、チンクの収入は120デナリウス貨になり、妻の32ペニヒ貨を加えると、チンク家の1週間分の総収入は152デナリウス貨となる。この金額はE・マシュケに従えば、同時代の日雇い労働者 (1日あたり10-12デナリウス貨) はいうに及ばず、手工業者やその親方の賃金よりも高額であった (Maschke., S.240)。
- (5) 1418年、1419年も物価の安い年であったので、若い2人の新婚家庭の生活は楽であった、とマシュケは推測している (Maschke., S.240)。
- (6) チンクは1420年のベストによって、死亡者の増加とその財産相続によって、財産所有者の交代がかなりあったことを冷徹に観察していた (Maschke., S.240)。
- (7) *Chronik des Erhard Wahraus 1126-1445*, in: *DStChr.* 4, Augsburg 1, S.232. なお、同『年代記』によると、1430年にもアウクスブルク市ではベストが流行し、老若男女が6,000人死亡したと報告されている (S.232)。
- (8) チンクはジョス・クラマーに再雇用されて、固定給を手にした。その金額は不明である。この点に関して、マシュケはチンクの年収が40グルデン程度と述べている (Maschke., S.241)。またチンクは独自のビジネスから利益を得ており、その収益の一部を貯蓄にまわし

ていた、とマシュケは類推している (Maschke., S.243)。

- (9) チンクは1421年にアウクスブルク市の『徴税簿 (Steuerbuch)』に納税者として登場している。彼の納税額は10シリング (B.) であった。それ故、チンクの課税対象財産は25ライオン・グルデン (Gld.rh.) 125ペニヒ (dn.) であった (Maschke., S.241)。1421年の課税率 (動産、不動産とも) は同率の0.833%であった (Jacob Strieder, *Zur Genesis des modernen Kapitalismus*, Leibzig 1904, S.1-4)。特に、表1 (S.4) を参照。

[C] クラーマー商会での使用人時代 (1422-31年)

- (1) チンクが仕えた社主ジョス・クラーマーは1430年頃に死亡した。しかし彼には財産を相続し、拡大する息子はいなかった (J. Strieder, *op. cit.*, S.164)。
- (2) フリードリヒ伯はロットヴァイル市域へ侵入し、盗賊まがいの行為を行なった。そのため、同市の裁判所から損害賠償を求められていたが、この判決に対して同伯は新たな暴力で答えたため、戦争状態となった〔原注3〕(S.130)。
- (3) チンクは日当4グロッシェンで傭兵として自らも参加していた。1ヵ月を30日で計算すると、チンクが戦争に参加して得た10ヵ月間の収入は、300日×4Groß = 1,200Großとなる。1Großを7 $\frac{1}{2}$ デナリウス貨 (dn.) の換算率で計算すると、9,000 (dn.) になる。他方、チンクは手許に30グルデン (Gld.) 残ったので、1 (Gld.) を141 (dn.) の換算率で計算すると、4230 (dn.) となる。それ故に、この戦争に傭兵として参加したチンクは収入の約半分を貯蓄できた、とマシュケは述べている。こうして貯蓄された金額はやがて自らの交易事業への投資金となっていった (Maschke., S.244)。
- (4) チンクの「年代記」には、この「戦争」についての説明はどこにもない〔原注4〕(S.130)。
- (5) 1422年6月初旬以降 同ツォレルン城砦を包囲し、1423年5月13日ようやく引き渡された。チンクが記していた6月3日ではない〔原注1〕(S.131)。
- (6) J・ブロースについては、本誌「拙訳 (2)」(第29号、2016年)、132-133ページを参照。
- (7) バイエレン [インゴルシュタット系] 大公ルードヴィヒ7世が皇帝ジギスムントの居城 (宮廷) たるプレスブルク [現: プラチスラバ (Bratislava)] にほぼ3年間留まった。自分の領地から引き離された原因は、同じくバイエルン [ランツフート系] 大公ハインリヒ16世との相続問題をめぐる遺恨から生じた暗殺未遂事件 (1417年10月20日) であった。ところで、この暗殺未遂事件のそもそもの原因は、1393年12月4日に上記のハインリヒ大公の父親フリードリヒが死亡し、その当時7歳であったハインリヒの存在を無視して、①ルードヴィヒ大公がランツフート系大公領を不正に分割し、さらに②この分割を追認したフライジング判決 (Freisinger Spruch von Jahr 1408) をコンスタンツ公会議で正当と公認 (1417年10月19日) された点に求められる。

暗殺未遂事件の顛末を伝える『年代記 (Chronik von 1368 bis 1406 [1447])』(in: DStChr. 4, Augsburg 1, S.118) によると、「1417年 [10月20日] 国王ジギスムントが [コンスタンツ市内で] 高貴な出生の諸侯たるバイエルン [インゴルシュタット系] ルードヴィヒ7世 [髭 (der Bärtig)] 大公を招待した。同大公は会食を終えて、割り当てられた旅館に [部下の2人を伴って] 3人で戻る途中、バイエルン [ランツフート系] 大公ハインリヒ16世が武器を手にした16人の部下と共にルードヴィヒを待ち伏せ、そしてハインリヒがルードヴィヒを背後から剣で一突きした。ルードヴィヒはハインリヒを馬で蹴り倒し [防戦し] たため、ハインリヒは剣を落としてしまった。[そのため、ルードヴィヒは致命傷を免れ]、ハインリヒの部下らは三か所の傷を負っただけで、その場を脱し、一軒の屋敷 (家) に飛び込んだ。このため、ハインリヒらはルードヴィヒを殺害できなかった。この事件は、コンスタンツ公会議の最中に起こった。これは前代未聞の最大級の暗殺事件であった。しかも国王ジギスムントはハインリヒを処罰させなかった。したがって、国王は国王としての威厳 (名誉) を十分に発揮しなかったのである」と。

なお、この事件について、T・シュトラウプはハインリヒのロードヴィヒ暗殺未遂事件は公会議の安全性とその権威を著しく失墜させる衝撃を与えた事件であった、と述べている。Theodor Straub, *Bayern in den Zeiten der Teilungen und Teilerbzogtümer* (1347–1450), in: Max Spindler (Hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, Bd. II, München 1988, S.240–241. 部分ラントについては、小野善彦「太公領と部分ラント——中世末期のバイエルン」(『西洋史研究』新輯第9号、1980年)を参照。

- (8) Zink., S.132. [原注3]
- (9) Hans K.Hirsch, *Juden in Augsburg*, in: *ASL*, S.135–137.
- (10) Zink., *Beilage III. Die Augsburger Juden im 15. Jahrhundert*, S.372–374.
- (11) *Ibid.*, S.374.
- (12) アウクスブルク市の経済発展はヴェネツィア市との経済的な(交易)関係が決定的な要因であった。すなわち、ヴェネツィア市が東地中海地域から輸入した綿花をアウクスブルク市が購入し、これを利用して製造を始めたバルヘント織布を販売し、織布工の富裕化をもたらした(たとえば、本誌「拙訳(1)」(137ページ:裕福なチンクの義兄)。「そのため、アウクスブルク市民(商人)はヴェネツィア市でキプロス産の綿花を購入していた。これは、バルヘント織布業のために綿花が不可欠な材料であったからである。」(Zing., S.132. [原注4])なお、バルヘント織布とは縦糸に亜麻糸を、横糸に木綿糸を使って織られた麻綿交布(ファスチアン織布ともいう)である。岩井清治『中世南ドイツ麻織物貿易史の研究』(白桃書房、1993年)53、60、97ページ他を参照。さらに、Rolf Kiessling, *Augsburgs Wirtschaft im 14. und 15. Jahrhundert*, in: *Geschichte der Stadt Augsburg, 2000 Jahre von der Römerzeit bis zur Gegenwart*, Stuttgart 1985, S.171–181. をも参照。
- (13) Zing., *Buch II*. S.105.
- (14) Zing., *Buch II*. S.110–111.
- (15) Zing., *Buch II*. S.110. この福音書(das Ewangeli)はヨハネ(ヨハンネス)による福音書である(『新約聖書』、講談社学術文庫、1981年、272ページ)。
- (16) Zing., *Buch II*. S.66, 75–87, *Beilage III. Der Augsburger Bischofstreit von 1413–1424*, S.339–371.
- (17) Maschke., S.245. マシュケによると、チンクの税額は1433年まで同額である。1434年に新たな税の査定が行なわれ、税額は7lb.10ペニヒ貨(=430ペニヒ貨)〈財産額は661ライン・グルデン84ペニヒ)と2倍以上になり、1440年まで続く(S.247)。1441年に更なる税の査定が実施され、チンクの財産額は740グルデンに増加し、1448年の査定では、財産額は1,000グルデン以上に増加していった。この時点(1448年)がチンクの財産形成のピークであった(S.248)。この時のチンクの財産は1135ライン・グルデンであった(S.251)。そして彼の財産額は、都市役人に就任した1452年以降から減少傾向を示している。たとえば、650 Gld.rh.(1465年)から483 Gld.rh.(1466年)へ、また483 Gld.rh.(1467年)から404 Gld.rh.(1468年)へ減少し、最低額になるも、この額の財産はチンクが死亡する1474/75まで維持された(S.257)。最後に、財産の減少と仕事の変化(都市役人)との間には内的関連性があるとマシュケは指摘している(S.257)。
- (18) Zing., *Beilage I. Zur Lebensgeschichte des Burkard Zing*, S.333.
- (19) Zing., *Buch II*. S.93.
- (20) Zing., *Buch II*. S.105.
- (21) Zing., *Buch II*. S.104–105.
- (22) Zing., *Buch II*. S.105.

[D] ペーター・エゲンの許での使用人時代(1431—38年)

- (1) ペーター・エゲンの人物像については、本誌「拙訳(2)」の146ページの【補遺11】を参

照。詳しくは4巻 (Buch IV) の箇所 (S.196-207) を、また付録4 (Beilage VI. Zur Geschichte Peters von Argon, S.395-420) を、さらにASL., S.371-372などを参照のこと。

- (2) チンクがP・エゲンの申し出に応じたのは、チンクが約20年間仕えていた社主ジョスクラマーの死去も関係があるように思われる。
- (3) Zing., Buch IV. S.155. なお、ネルトリンゲン市の大市は、当時の南ドイツではフランクフルト市の大市に次ぐ第2の大市とされており、北ドイツのプレスラウ市の商人たちも訪問していた。岩井清治『中世南ドイツ麻織物貿易史の研究』(白桃書房、1994年)、20ページを参照。
- (4) Maschke., S.245.

[E] モイティング商会入社以前の個人経営時代 (1438 - 41年)

- (1) この当時のチンクは、1,000グルデン以上の財産を所有していた (Maschke., S.248-249)。

[F] モイティング商会への中途採用時代 (1441 - 44年)

- (1) H・モイティングが死亡した1448年に、彼の息子たちは2万4,000ハンガリー・グルデンの財産〔の相続〕税を納付した。当時のアウクスブルク市では大商会であったが、純粋な家族経営ではなかった。同商会ではチンクや彼の同僚たるトーマス・グランデル (Thomas Grandler) やハンス・ケーラー (Hans Köler) などの代理商が活躍して、支えていた (Maschke., S.250)。さらにASL, S.653-654. などをも参照のこと。
- (2) この23%という利益率は極めて高い。R・エーレンベルクの研究 (R. Ehrenberg, *Das Zeitalter der Fugger*, Bd.1. S.226-227) によると、ルーカス・レーム商会の22年間の利益率でも、20%を超えた期間は、①1518 - 21年 (24%)、②1522 - 25年 (30%)、③1528 - 30年 (23%)、④1530 - 32年 (24%) そして⑤1522 - 40年 (21%) だけであった。なお、山本健「ドイツ中世商人の日記の邦訳 (4) —ルーカス・レームの日記 (1494 - 1541年)」(『敬愛大学国際研究』第14号、2004年) を参照。

[G] チンク個人による対ヴェネツィア商業活動時代 (1446 - 48年)

- (1) Zing., Buch IV. S.181.
- (2) Zing., Buch IV. S.183.
- (3) Zing., Buch IV. S.186.
- (4) Maschke., S.251-254.
- (5) Ibid., S.255.

[H] 15世紀後半 (老齢期) の都市役人時代 (1453 - 66年)

- (1) Zing., Buch III. S.141. [原注3]

なお「徴税簿 (Steuerregister : 以下、StR.と略記)」からチンクが市内のどの納税地区に住んでいたかが、分かる。たとえば、チンクは①1440 - 43年には、同時期の「徴税簿」では、「Weit Kirch」という項目の中にチンクの名前が明記されている。この「Weit Kirch」納税地区とは、上記のJ・クラウスによると、アウクスブルク市の南部に位置し、聖ウルリヒ教会から東に延びるミルヒベルク (Milchberg) 通りの北側 [クラウスの納税地図の46番 (S.160, 174)] の地区である。また②1444 - 46年には、同年間のStR.から「聖カタリーナ教会小路」納税地区 [87番 (S.170, 176)] のワイン市場の近くに、さらに③1447 - 49年のStR.から「ブレディガーベルク地区」の中の「Vom Ror」納税地区 (79番 : S.168, 177)、④1451年のStR.から「Salta zum Schlechtenbad」(63番 : S.164, 175) に居住していた。

- (2) Zing., Beilage I. Zur Lebensgeschichte des Burkard Zink, S.336.
- (3) Ibid., S.334-335.

- (4) Ibid., S.335.
- (5) Ibid., S.335.
- (6) Ibid., S.335.
- (7) Ibid., S.335.
- (8) Ibid., S.336.
- (9) Ibid., S.336.
- (10) Ibid., S.336.
- (11) Ibid., S.336.
- (12) Ibid., S.336.
- (13) Ibid., S.336.

〔1〕 不動産の売買とその背景（1440－56年）

- (1) Maschke., S.248. なお、「市民の蓄財」については、斯波照雄『西洋の都市と日本の都市 どこが違うのか』（学文社、2015年）、49-60ページをも参照。
- (2) Ibid., S.253, 255.
- (3) Ibid., S.255-256.

第2部——第3巻の後半部（家庭史を中心として）

はじめに

- (1) 山本健「商人ブルッカルト・チンクの自伝の邦訳（1）」（『敬愛大学国際研究』（第28号、2015年）、126-127ページを参照。

〔A〕 独身時代（1396－1420年）

- (1) 同上、131ページ
- (2) 同上、131-132ページ
- (3) 同上、132-133ページ
- (4) 同上、135ページ
- (5) 同上、134-135ページ
- (6) 同上、136-137ページ
- (7) 同上、136ページ
- (8) 同上、142ページ

〔B〕 初婚時代（1420－40年）

- (1) 山本健「商人ブルッカルト・チンクの自伝の邦訳（2）」（『敬愛大学国際研究』（第29号、2016年）、120-121ページを参照。
- (2) 同上、122-125ページ
- (3) 同上、123-124ページ
- (4) 同上、125-126ページ
- (5) 同上、129ページ
- (6) 同上、133-134ページ
- (7) 同上、136-138ページ
- (8) 同上、138-140ページ
- (9) Zing., Buch IV. S.150.〔原注1〕
- (10) Zing., Buch IV. S.149-150.
- (11) 同上、140-141ページ

- (12) 同上、141-142 ページ
- (13) Zing, Buch III. S.136. [原注4] なお、これまで言及されていなかった息子ブルッカルトを三男として叙述したのは、F・フレンズドルフが作成した人名索引 (Personenverzeichnis) の中の、チンクの初婚時期の子どもの生まれた時系列に従った (Zing., S.501)。
- (14) 同上、145-146 ページ
- (15) Zing., Buch III. S.137. [原注3]

[C] 再婚時代 (1441 - 49 年)

- (1) Zing., Buch III. S.138. [原注2]
- (2) Zing., Buch III. S.138. [原注3]
- (3) Zing., Buch III. この箇所を直訳すると、「だから、それらすべてがいったい何だというのか」となる (?)。
- (4) Maschke., S.238. なお、第3巻の前半部〈仕事／職業を中心にして〉の[B] 新婚時代 (1420年) の注記 (1) を参照のこと。
- (5) Zing., Buch III. S.136. [原注4]。なお、拙稿の本号 (第30号、2017年) 「商人ブルッカルト・チンクの伝記の邦訳 (3・完)」の[B] 新婚時代 (1420 - 40年) の1431年【補遺4】をも参照のこと。

[D] 鰥夫 (一人暮らし) 時代 (1449 - 53 年)

- (1) チンクは妻という最近親者 (身内の者) を亡くして抱いた心情を赤裸々に記している。バーン & ボニー・ブロー／香川檀ほか訳『売春の社会史』(筑摩書房、1991年) やジャック・ロシオ／阿部勤也・土波博訳『中世娼婦の社会史』(筑摩書房、1992年) などを参照。
- (2) Zing., Beilage I. Zur Lebensgeschichte des Burkard Zing, S.339.
- (3) Zing., S.134. [原注2] なお、チンクの引越し先の「Salta zum Schlechtenbad」納税地区は、上記のJ・クラウスによると、Vorderen Lech (以前のレヒ川／暗渠) 小路に沿った南北に細長い63番地区である (S.164, 175)。

この湯屋は、ホフマンによると、1346 - 1420年まではエールリンの湯 (Oerlinsbad) と呼ばれ、その後はシュレヒトの湯 (Schlechtenbad) と呼ばれる。シュレヒト氏が1365年頃に聖カタリーナ教会に6ポンド (£) の利用税を支払っていた (S.15)。なおシュレヒト氏は14 - 15世紀の『徴税簿』に湯屋の所有者としてしばしば現れてもいた (S.21)。Dr. Robert Hoffmann, Die Augsburger Bäder und das Handwerk der Bader, in: *Zeitschrift des Historischen Vereins für Schwaben* 12 (1885), S.1-35.

- (4) Zing., Buch III. S.141. [原注3]
- (5) チンクは偏見のない、公平無私の態度で私生児 (ein lediges kind) について告白している。このような心性は、16世紀の商人ルーカス・レームからも見て取れる。レームは5人の私生児について記していたが、現在では3人について記した部分が紛失しており、後の2人の私生児についてののみ知ることが可能である (山本健「ルーカス・レームの日記の邦訳 (6)」『敬愛大学国際研究』第16号、2005年、101-105ページ)。
- (6) 15世紀のカウフボイルン市に、ドイツ語学校が存在していたのかは不明である。しかし、藤枝静江氏がその著書『ドイツ語学校の研究』(風魔書房、1976年) の中で述べている、「下から」の要求に基づいて成立する性格を備え、実用的性格が強い学校を「ドイツ語学校」とする規定に従って、ここでは「ドイツ語学校」と訳した。

なお、ラテン語学校とドイツ語学校との差異については、佐久間弘展「14 - 16世紀ドイツ市民の初等教育」(浅野啓子／佐久間弘展『教育の社会史—ヨーロッパ注・近世—』知泉考館、2006年、101-124ページ) を参照。さらに藤枝氏は「ドイツ語学校」の名称を最も早く使用した事例としてネルトリンゲン市 (1443年)、メミンゲン市 (1400年) そしてケンブテ

ン市（1384年）など南ドイツ地方の諸都市であった点を指摘されている（31ページの注2および376、384ページなど）。

[E] 再々婚時代（1454－59年）

- (1) Zing., Buch III. S.141.〔原注3〕
- (2) Andlinとは「小さなアンナ」（アンナちゃん）の愛称であり、成人すればアンナと名乗る。チンクの子どもに対する細やかな愛情を認めることができよう。
- (3) Barbelinも同様であり、「小さなバーバラ」（バーバラちゃん）の愛称であり、成人すればバーバラと名乗る。同様に、細やかな愛情を注いでいたと感じられる。
- (4) ここでは、gevatterなる語彙はgevatterin〔代母〕の意味である（M. Lexers, *Mittelhochdeutsches Taschenwörterbuch*, Stuttgart 1979, S.69）。

[F] 4度目の結婚時代（1460－1474/75年）

- (1) Zing., Buch IV. S.313.
- (2) Zing., Buch IV. S.327.
- (3) Zing., Buch IV. S.327.
- (4) Zing., Buch IV. S.328.
- (5) Zing., Beilage I. Zur Lebensgeschichte des Burkard Zink, S.336-337.
- (6) 「Sachsengäß vom Neitbad」納税地区は、上記のJ・クラウスによると、外郭区域のMitteler Graben〔中の溝〕に沿って（33番地区）、しかもこの地区は拡大し、その後にはOberer Graben〔上の溝〕に面した地区（34番地区）をも取り込んだ、かつてのレッヒ川沿いの地区である（S.157,183）。

[G] 息子の生存情報と身代金による解放（1456年）

- (1) ベルンハルト・グラートナーにはヴィグライス（Wiguleis）なる兄がおり、2人とも1446年から同チロール大公の近習として仕えていた。ボルツァーノ城は同大公から1454年にB・グラートナーに下賜された城であった〔原注4〕（S.142）。
- (2) チロール大公がグラートナー家をチロール国内から追放しようとしたのは1456年1月11日である〔原注4〕（S.142）。
- (3) B・グラートナーがボルツァーノ城に入城したのが1456年1月11日であり、同城が陥落したのは同年の秋季であった〔原注4〕（S.142）。

索引

*索引中の①～③は、翻訳の本誌掲載分冊番号、①－第28号（1）、②－第29号（2）、③－本号（3・完）を、後ろの数字はページ数を表す。

*各索引とも50音順。

人名索引

*索引項目は、家族名で引けるようし、家族ごとにまとめた。また出身都市のうち、アウクスブルク市はA市、バンベルク市はB市、メミンゲン市はM市、ニュルンベルク市はN市、ウルム市はU市とそれぞれ略記した。

◆ア 行

- アイスリンゲリン (Aislingerin) [A市：ユダヤ人通りの住宅の売却者] ② 156
ヴァーラウス (Wahraus) 家 [A市：豪商、年代記者]
—エアハルト (Erhard) ② 124 - 125
ヴェネツィア総督 (ドージェ) (Doge)
—フランチェスカ・フォスカリ (Francesco Foscari) ② 141
ウルリヒ・シェーン (Ulrich Schön) [M市：小間物商、富裕な商人]
エゲン (Eggen) 家 [A市：豪商、都市貴族、なお、von Argonの項目をも参照]
—ペーター (Peter) ① 122、② 144 - 146、③ 44、47
エッティンガー伯 (Graf Ottinger)
—フリードリヒ・フォン・ツォレルン (Friedrich von Zollern) ② 125
エットリンガー (Ottlinger) 家 [貴族]
—オズヴァルト (Oswalt) ② 127 - 129
エリザベート・ランゲンマンントリン (Elisabeth Langenmentlin) [再々婚の時期
の洗礼立会人] ③ 57 - 58
オズヴァルト・エットリンガー (Oswalt Ottinger) [貴族] ② 127 - 129
オルテンブルク伯 (Graf von Ortenburg)
—フリードリヒ3世 (Friedrich III) [1411年に毒殺される] ① 134

◆カ 行

- 宮中伯 (Pfalzgraf)
—ヨハン・フォン・ノイマルク (Johann von Neumark) ② 132 - 133
—オットー・フォン・モสบアハ (Otto von Mosbach) ② 139 - 140
グラートナー (Gradner) 家 [シュタイエルマルク出身の地方貴族]
—ベルンハルト (Bernhart) ③ 60 - 62
クラーマー (Kramer) 家 [A市：織布工 (ツンフト) 出身の商会社主]
—ジョス (Jos) ① 142、② 120 - 121、125、133、138、143、③ 42、47
ゲオルク (Georg) [トリエント司教] ③ 60、62 - 63
ゲンガー (Ganger) [A市：小間物商] ② 140
皇帝 (kaiser)
—ヴェンツェル (Wenzel：在位 1378 - 1400年)
—シギスムント (Sigismund：在位 1410 - 37年) ② 129、131 - 134、③
43
—フリードリヒ1世 バルバロッサ (Friedrich I. Barbarossa：在位 1152 -
90年) ② 131
—フリードリヒ3世 (Friedrich III.：在位 1440 - 93年) ② 146
—ルードヴィヒ4世 デア・バイエル (Ludwig IV. der Bayer：在位 1314 -
47年) ② 130、144
—ルードルフ1世 フォン ハプスブルク (Rudolf I. von Hapsburg：在位
1273 - 91年) ② 130
—ループレヒト1世 (Ruprecht I.：在位 1400 - 10年) ① 127

- クンツ・ベーハム (Cuntz Beham) [N市：裕福な市民] ① 141
コンラート・ジーボルト・ディ・メミンゲン (Konrad Sibolt de Memingen)
[聖母教会の見習い主任司祭 (領主)、チンクのかつての恩師] ② 122

◆サ 行

- ザーゲンハルト (Sagenhart) [A市：馬具師] ② 158
ジグスマント (Sigmund) [チロール大公 (Herzog von Tirol)] ③ 60 - 61
ジャコビー [J・クラマー商会のヴェネツィア支店の社員] ② 134
シュヴァルツ (Schwarz) 家 [A市：大工ツunftの親方] ① 123、125
シュレヒテン (Schlechten) [A市：湯場の所有者] ③ 53
ジョス親方 (Jos Meister) [M市：毛皮工] ① 137 - 138
ジョルク・プロース (Jorg Ploß) [A市：参事会の顧問 (Ratgeber)] ② 126、
129、133
シュテルクレーリン (Störklerin) [メリンク村の寡婦、チンクの初婚妻の母 (姑)]
② 122、③ 42
シュピールベンツ (Spilbentz) [ヴァリンゲン (Vallingen) 市の鍛冶工] ①
139

◆タ 行

- チンク (Zing) 家
一父親 (Burkard) ① 131、③ 41 - 42
一母親 (氏名不明) ① 131、③ 41
一継母 (Stiefmutter) ① 131 - 132、135、③ 41
一叔父 = 貴族テック家の書記、リーク村の主任司祭 (氏名不明) ① 132 -
136、③ 41
一2人の兄 ヨハネスとコンラート (Johannes u. Konrad) ① 131、135、
③ 41
一姉 マルガレート (Margaret) ① 131、135、137、③ 41 - 42
その夫 [義兄、織布工 (氏名不明)] ① 137 - 140
一チンク本人 ① 130、132 - 142、② 120 - 123、125 - 127、129、133 -
159、③ 40 - 63
一[初婚] 妻エリザベート (Elisabeth) ② 120 - 123、125、③ 42 - 47
その子ども
・アンナ [長女] ② 125、③ 42 - 44
・ヨハネス [長男] ③ 43 - 44
・ドロテア [二女] ③ 43 - 44
・コンラート [二男] ③ 43、45 - 46
・ドロテア [三女] ③ 44
・ブルッカルト [三男] ③ 44 - 45
・アンナ [四女] ③ 45
・ヴィルヘルム [四男] ③ 45、60

- ・ヤーコブ [五男] ③45
- ・バーバラ [五女] ③45 - 46、52
- [再婚] 妻ドロテア・クエルンベッキン (貴族身分) ③48 - 52
その前夫：貴族ベルンハルト・クエルンベッキン ③48 - 49
- [娼婦=内縁関係] マルガレート・S. v. ヴァルハウプテン ③52 - 56
その私生児
 - ・ジョルクリン [男] ③56
 - ・ヒルデガルト [女] ③56
- [再々婚] 妻ドロテア・ミュンスターレリン ②150、③54、56 - 58
その子ども
 - ・アンナ [長女] ③57
 - ・ヨハネス [長男] ③57
 - ・バーバラ [二女] ③57 - 58
 - ・エリザベート [三女] ③58
- [4度目の] 妻アンナ・チンク ①129 - 130、③58 - 60
その子ども
 - ・ウルズラ [長女] ③59
 - ・ウルズラ [二女] ③59
- トーマス・グランダー (Thomas Grander) [モイティング商会の代理商]
②148
- トルッケンブロット (Truckenbrot) (フィラッハ市 (Villach) の市民) ①133

◆ハ 行

- バイエルン大公 (Herzog von Bayern) ②127 - 128
 - インゴルシュタット (Ingolstadt) 系—ルードヴィヒ7世 (Ludwig VII)
②127、129
 - ミュンヘン (München) 系—エルンストとヴィルヘルム (Ernst u. Wilhelm) ②128、③48
 - ランツフト (Landshut) 系—ハインリヒ16世 (Heinrich XVI) ②127、③48
- ハインツ・ヴァーグナー (Heintz Wagner) [A市：織布工] ②155
- ハインリヒ・コンペナー (Heinrich Compenner) [領主J.v. モンターニの義弟、ペルニャーニ城砦の司令官] ③63
- ハインリヒ・リープハルト (Heinrich Liephart) [A市：左官職の親方] ②155、③47
- パウルス・ベッヒェラー (Paulus Becherer) [A市：洗礼の立会人、代父] ③57 - 58
- パウルス・ベッヒャー (Pauls Becher) [A市：塩倉庫の監査官] ②152 - 153
- ハンス・コラー (ケーラー) (Hans Koler/Köler) [モイティング商社の代理商] ②148

- ハンス・シュワーブ (Hans Schwab) [ライスニッツ市の下宿先の主人、オルテンブルク伯のお抱え建築士] ①134
- ハンス・タウプナー (Hans Taubner) [ウィーン市民、盗まれたサフランが隠されていた家の主人] ②148
- ハンス・ドリットメーア (Hans Drittmer) [A市：秤量官] ②144
- ハンス・オールハン (Hans Aurhan) [洗礼立会人、代父] ③57
- ハンス・メルケル (Hans Merkel) [モイティンク商会からサフランを盗んだ荷馬車の御者] ②148
- フッガー家 (die Fugger)
- アンドレアスとヤーコブ (Endreas u. Jacob) ③54
- フォン・アルゴン家 (von Argon) [A市：都市貴族、豪商、市長]
- ペーター (Peter) ②145 - 146、③44、47
- フォン・ヴァインスベルク家 (von Weinsberg)
- コンラート (Konrad) [地方領主] ②139 - 142
- フォン・ヴァルハウプテン (von Walhaupten)
- マーガレット・ゼーゲッセルリン (Margret Segesserin) [娼婦] ③52 - 56
- フォン・ヴィッカーホーヘン家 (von Wickerhofen) [バイエルン貴族]
- ハインリヒ・アーデルツハオザー (Heinrich Adeltzhauser) [チンクの再婚妻の実兄] ③48
- フォン・ヴェスターナハ家 (von Westernach) [貴族]
- バーバラ (Barbara) [チンクの再婚妻の兄嫁] ③49
- フォン・エレンフェルス家 (von Erenfels)
- ハインリヒ (Heinrich) [マインツ司教座聖堂首席司祭 (Propst von Mainz)] ②138
- フォン・グラヘンエック (von Graffenegg)
- フリードリヒ (Friedrich) [A.司教職をめぐる対立司教 (A市と皇帝が支持する司教)] ②137
- フォン・クルムバハ (von Krumbach)
- ハンス・シュミット (Hans schmid) [チンクの継母の実父] ①131
- フォン・テック家 (von Tecke) [ミンデルハイム大公の一門]
- その子ども
- マルガレータ (Margareth) [チンクの叔父の女主人] ①134
 - ウルリッヒ (Ulrich) [同家の男子相続人。1432年に死去] ①134
 - フリードリヒ (Friedrich) [同家の男系相続人で、1411年に毒殺] ①134
 - ルードヴィヒ (Ludwig) [フリウリ総大司教] ①134
- フォン・ネニンゲン (von Nenningen)
- アンセルム (Anselm) [A市の司教職をめぐる対立司教 (聖界の支持)] ②137 - 138
- フォン・ビーブラッハ (von Bibrach)

- ハンスリン (Hanslin) [U市：笛吹き (フルート奏者)] ① 139
- フォン・モンターニ家 (von Montani) [地方貴族]
- ヨアヒム (Herr Joachim) [ベルギーネ城砦の司令官] ③ 63
- フォン・リンブルク (von Limburg)
- ペーター (Peter) [バチカン教皇庁の〈皇帝とポーランド＝リトアニア連合王国との間で締結された永久平和に関する〉情報収集官吏] ① 137
- ブランデンブルク辺境伯 (Markgraf von Brandenburg)
- アルブレヒト (Albrecht) ② 148
- フランツ・ベージンガー (Frantz Bäsinger) [A市：金細工師] ② 140
- ペーター・エゲン (Peter Eggen) ⇒フォン・アルゴン家の項目を参照
- ペーター・フリート (Peter Fried) [パッサウ司教座聖堂参事会員、ローマ市在住の法律家、皇帝ジギスムントの訴訟代理人 (procurator)] ② 137 - 138
- ベッキン (Beckin) [チンクの実家の隣家の寡婦] ① 131
- その入り婿：キプフェンベルク (Kipfenberg) ① 131
- ベルンハルト・クエルンベック (Bernhart Kuelnbeck) [チンクの再婚妻の前夫] ③ 49

◆マ 行

- マイスター・ルドルフ (Meister Rudolf) [A市：司教座聖堂参事会員 (Korherr)、聖母教会の主任司祭、法学博士 (Doctor)] ② 122
- マルガレータ (Margareta) [乳母、洗礼立会人] ③ 58
- マルティヌス5世 (Papst Martinus V) [コンスタンツ公会議後の統一教皇] ② 137 - 138
- ミイーリヒ家 (die Müllich) [A市：豪商、都市貴族]
- ヘクトール (Hector) [年代記作家] ① 125
- モイティング家 (die Meuting) [A市：豪商 (商会社主)]
- 老ハンス (alt Hans) [商会社主] ① 122、② 147

◆ラ 行

- リーンハルト・ゲルッター (Lienhart Gerutter) [A市：都市役人] ② 148
- ループレヒト (Ruprecht) [A市：仕立て屋] ② 156
- レーム家 (die Rem)
- ルーカス (Rucas) [A市：商人、日記の執筆者] ① 123
- ヨハネス・フランク・イム・バハ (Johanennes Frank im Bach) [B市：訴訟代理人 (procurator)] ① 141

事項索引

◆ア 行

- アウクスブルク市 ① 142、② 124 - 125、127 - 133、137 - 138、140 - 141、143、149 - 150、152 - 154、③ 43 - 44、46、59、61 - 62

- 一 貴顕 (Herr) [市参事会員] ① 140
- 一 間接税 (Ungeld)
 - 一 穀物間接税 (Kornungeld) ② 151
 - 一 ワイン間接税 (Weinungeld) ② 152、154
- 一 教会 (kirch)
 - 一 聖ウルリッヒ教会 ③ 47、56、58 - 59
 - 一 聖母教会 ② 122、③ 44
 - 一 聖モーリッツ教会 ③ 45 - 46、52
- 一 司教座聖堂参事会員 (Korherr) ② 122
- 一 市参事会 (Rat) ① 153、② 126、133、137 - 138、140、148、151 - 155
- 一 市参事会の議定書 (RatsbeschlüÙe) ② 154
- 一 市参事会の顧問 (Ratgeber) ② 126、148
- 一 市民権 (Burgerrecht) ② 146
- 一 塩倉庫 (Salzstadel) ② 151 - 152
- 一 出納帳簿 (Baurechnung) ② 152 - 154
- 一 都市役職者名簿 (Amterlist) ② 154
- 一 都市役人 (Amlute=Stadtdiener) ② 148、150
 - 一 市長 (Bürgermeister) ② 146
 - 一 収入役 (Baumeister) ① 142、② 146、153
 - 一 記録 (書記: Schreiber) ② 154
 - 一 穀物徴税官 (Stadtkornmeister) ② 151
 - 一 塩倉庫監察官 (Amt auf dem Salzstadel) ② 151、③ 60
 - 一 銃工長 (Buchsenermeister) ② 154
 - 一 税徴収官 (Zinsmeister) ② 153、154 - 155
 - 一 ワイン間接税徴税官 (Amlute des weinungeld) ② 152 - 154
 - 一 ワイン倉庫の公印保管係 (Siegelamt auf dem Weinstadel) ② 151
 - 一 帳付 (Buchhalter) ② 152
 - 一 監査官 (Gegenschreiber) ② 152、153
- 一 シュレヒテン湯屋 (Schlechtenbad) ③ 53
- 一 ツンフト市政府 (Die Gemein) ① 142
- 一 織布工ツンフト (Weberzunft) ① 142
- 一 住宅売買 (Kauf u. Verkauf des Hauses) ② 155 - 159
- 一 ワイン倉庫 (Weinstadel) ② 151 - 152
- ヴァリンゲン市 (Vallingen) ① 139
 - 一 学校 (Schuel) ① 139
 - 一 旅館主人 (Gastgeber) ① 139
- ヴェネツィア市 ② 135、141、145、149 - 150
 - 一 支店 [J・クラマー商会の同支店] ② 134
 - 一 商人 (Kaufmannschaft) ① 142
 - 一 総督 (ドージェ) (Doge) ② 141
 - 一 貿易 (Handel) ② 145、149 - 151

- ヴェルツブルク市 ① 141
 - ー司教 (Bischof) ① 141 - 142
 - ーワイン (Wein) ① 142
- エーインゲン市 (Ehingen) [小都市] ① 138 - 139
 - ー立派な学校 (ein gute Schuel) ① 138
 - ー大勢の放浪学生 (gross Bachanten) ① 138、③ 41

◆カ行

貨幣 (Geld)

- ーグルデン貨 (Gulden) ② 130、152、155 - 158、③ 63
 - ーグロッシェン貨 (Groschen) ② 123 - 124、153 - 154
 - ーデナール貨 (denar) ① 138、141
 - ードゥカート金貨 (Ducaten) ② 134、136、138、③ 63
 - ーフローリン金貨 (Florin) ② 133、145、147、150 - 151、154 - 158、③ 46 - 47、55 - 56、62 - 63
 - ーペニヒ貨 (Pfennig) ② 120 - 124、130 (黄金の一)、146、③ 55
 - ーベーメン・グロシェン貨 (Behmische Groschen) ① 141、② 152
 - ーヘラー貨 (Heller) ① 136 - 138、141
 - ーライン・グルデン貨 (Rhein Gulden) ② 146、149 - 150、154、156、158 - 159
- ※ 1420年の換算率、1フローリン金貨 = 18グロッシェン3ペニヒ貨、
1ベーメン・グロシェン = 7½ペニヒ貨 ② 124

教育 (Erziehung) ② 121

- ー[定型] 大型半紙 (Grosesen Papirs karta regal) ② 123
- ー学校 (Schule)
 - ーウィーン (上級学校: die hohen Schule) ① 134、③ 41
 - ーエーインゲン (Ehingen) ① 138
 - ービーベラッハ (Biberach) ① 138
 - ーメミンゲン (Memmingen) ① 132、136 - 137、140
 - ーライスニッツ (Reisnitz) ① 134
 - ーヴァリンゲン (Vallingen) ① 139
 - ーウルム (Ulm) ① 139 - 140
 - ーカウフボイレン (Kaufbeuren) ③ 56
- ー学生 (Schuler)
 - ーチンク: メミンゲンで4年間 (8歳から11歳) ① 132
 - ーチンク: ライスニッツで7年間 (11歳から18歳) ① 134
 - ー放浪学生 (Bachanten) ① 138、③ 41
 - ー年長の学生 (ein alten u. die grossen Schüler) ① 139
- ー教育費 (Schulgeld) ③ 56
- ー教科書 (Schuelbuch) ① 137

- 一教師 (Schulmeister)
 - 一ドイツ語学校の教師 ③ 56
 - 一メミンゲン時代のチンクの恩師 ② 122
- 一下宿先 (Kost) ① 136 (メミンゲン市)、138 (ビーベラハ)、138 (エーインゲン市)、139 (ヴァリンゲン市)、139 - 140 (ウルム市)
- 一下宿先の子ども (Knabe) ① 139、140
- 一乞食 (Betteln) ① 138 - 140
- 一神学綱要 (Compendium Theologiae) ② 122
- 一旅費 (Zerung) ① 137
- 一羊皮紙の大型版の本 (ein Grossen Buch in Pergament) ② 122

軍事 [戦争] (Krieg)

- 一解放 (Freilassung) ③ 62 - 63
- 一火薬 (Pulver) ③ 61
- 一監獄 (塔: Turm) ③ 61 - 63
- 一[給料] 支給係 (Ausgeber) ② 126
- 一[戦場] 記録係 [Schreiber] ② 126
- 一最高司令官 (Oberst Hauptleute) ③ 63
- 一司令官 (Hauptleute) ③ 63
- 一硝石 (Salpeter) ② 141
- 一使者 [伝令使] (Bote, Botschaft) ② 126
- 一銃 (Büchsen) ③ 61
- 一城砦 (Vest/Schloss/Burg) ③ 60 - 61
 - 一オルデンブルク (Ordenburg) ① 134
 - 一ツォレルン (Zollern) ② 126
 - 一ボルツァーノ (Bozen, Bolzano) ③ 60 - 61
 - 一シュタイン (Stein am Calias/Castell alla Pietra) ③ 63
 - 一ペルジーネ (Pergine) ③ 63
- 一情報 (Moer) ③ 62
- 一食糧 (Speis/Kost) ③ 61
- 一聖ヨハネ騎士団 (St. Johannis Orden) ② 134
- 一戦争/戦闘 (Krieg) ② 127 - 128、141 - 142、③ 43、60
 - 一ロットヴァイル戦争(1422 - 23年) (Rotweil) ② 125 - 126、③ 43
 - 一フス戦争 (1319 - 36年) (Krieg gegen die Hussiten) ② 132、141 - 142、③ 44
- 一損害賠償 (Schadenersatz) ② 129
- 一大砲 [Kanone] ② 141
- 一調停 (Versöhnung) ② 128 - 129、140、③ 63
- 一投獄 (Gefangnisse) ② 128、③ 61 - 63
- 一フェーデ [私戦、敵討ち] (Fehde, Wiedersage) ② 127 - 128、③ 43、60 - 61

- 平和金 (Friedgeld) ② 142
- 兵馬 (Soldaten u. Kriegspferde) ② 139
- 武器 (Zeug) ③ 61
- 兵士 [歩兵] (Gesellen/ Fussvolk) ② 126、③ 61 - 62
- 捕虜 / 投獄 (Gefangene) ② 128、③ 61
- 身代金 (Lösegeld) ③ 62 - 63
- 傭兵 (Soldner/Geselle) ① 142、② 126、③ 43
- クライン大公領 (Herzogthum Krain/Windischen Land) ② 132、135 - 136、③ 41
- [主任] 司祭 (Priester/Pfarrer) ① 134、③ 41 - 42
- 集落 (Dorf)
 - ゲッテニッツ (Göttenitz) ① 134
 - パウゼンブルンネン (Pausenbrunnen) ① 134
 - リーク (Riegg) [本村] ① 134、③ 41
- ノイシュタット法域 (Landgericit Neustadt) ① 132
- ライスニッツ (Reisnitz) [マルクト (Markt)] ① 132 - 136

経済・社会 (Wirtschaft u. Gesellschaft)

- 市場 (forum)
 - ヴェネツィア ② 141、149
- 遠隔地交易 (Fernhandel) ① 142、② 133 - 134、140 - 141、143 - 146、149 - 150、③ 46 - 47
- 大市 / 年市 (die Messe/Jahrmarkt)
 - フランクフルト (アム・マイン) ② 138 - 139、③ 43
 - ネルトリンゲン ② 145、③ 45
- 雄馬 (Mayden) ② 127
- 害虫 (Krautwurm) ② 149
- 解放交渉費用 (Verhandlungskosten bei der Freilassung) ③ 63
- 火災 (Feuer) ② 149
- 課税査定 (Steuerveranlagung) ② 140、145
- 課税額 (Besteuerung) ② 140、146
- 経済的苦境 [貧困化] (Not) ① 140、③ 48 - 49
- 現金 (Bargeld) ② 121、147
- 護送 [通行] 特許証 (Geleitbrief) ② 140
- 雇用契約 (Dienstvertrag)
 - ジョス・クラマー商会 ③ 47
 - ペーター・エゲン ② 145、③ 47
 - モイティング商会 (3年間) ② 146 - 147
- 婚姻無効裁判費用 (Gerichtskosten bei der ungültige Heirat) ③ 55
- 失業 (Arbeitslosigkeit) ② 149
- 支店 [経営] (Gewerbe)

- ヴェネツィア ① 142、② 134
- ニュルンベルク ① 142
- フランクフルト (アム・マイン) ① 142
- 借金／借財 (Schulden/schuldig) ③ 49
- 写字 (Schreib/schreiben) ② 122 - 123、125、③ 42
- 商会 (Firma)
 - ジョス・クラマー (Jos Kramer) ① 142、② 120 - 122、125、133 - 134、143、③ 42、47
 - ハンス・モイティング (Hans Meuting) ② 147 - 148、③ 48
- 倉庫 (Kammer) ② 155
- 相続財産 (Erbgut) ① 135、136、③ 41、42
- 損害 (Schaden) ② 139
- 地下食料品貯蔵室 (Keller) ② 155
- 定期年金 (Rente) ② 156、158
- ペスト [疫病] (Pestilens/Sterbent) ③ 42
 - 1420年代 ② 123 - 125、③ 42 - 43
 - 1430年代 ③ 44
 - 1438年 ② 130 - 131、③ 46
- 報酬／収入／給料 (Belonung) ① 139、② 123、126、151 - 155
- ポグロム [ユダヤ人大量虐殺] (Pogrom)
 - A市：1438年 ② 131 - 131
- 利益率 (Gewinn [prozent] satz) ② 147
- 旅費 [費用] (Reisekosten) ① 137、② 145

結婚と死 (Heirat u. Tod)

- 寡婦 (Witwe)
 - シュテルクレーリン ② 120、③ 42
 - ドロテア・クエルンベッキン [貴族身分] ③ 48
 - ミュンスターレリン ③ 54、56 - 57
- 鰥夫 (Witwer) ③ 52
- 結婚 (Ehe) ② 120 - 123、③ 42 - 47
 - 再婚 (Wiederheiratung) ③ 48 - 52
 - 再々婚 (Dritte Heiratung) ② 150、③ 56 - 58
 - 4度目の結婚 (Vierte Heiratung) ③ 58 - 59
- 結婚式 (Hochzeit) ② 121
- 婚姻裁判所 (Korgerichit) ③ 55
- 持参した財産 (Mitgift) ③ 42
 - 脚のない衣装戸棚 (Schränk ohne Fuss) ③ 51
 - キツネの毛皮の敷物 (fuchsin Deck) ③ 51
 - 子牛 (Kuhn) ② 120
 - 鍋 (Pfannen) ② 120

- ベッド (Bett) ②120、③51
- 死亡 (Tod) ③47、52、59 - 61
 - 産褥 (Kintbett) による ③58
 - 病死による ③51 - 52
 - ペストによる ②124 - 125、③42 - 44、46
 - 夭折 ③45、56、58
- 娼婦 [との内縁関係] (Freulin) ③52 - 56
- 主婦 (Hausfrau) ③57
- 葬儀 (Totenfeier) ①141
- 病気 (Krankheit) ③46
- 継母 (Stiefmutter) ①131 - 132、③41
- 乳母 (Kellerin) ③58

◆サ 行

宗教 (Religion)

- A市司教職をめぐる対立事件 [Bischofstreit] ②137、③43
- 異端者 (Ketzer) ②141
- 教皇 (Papst)
 - マルティヌス5世 (Martinus V) ②137 - 138
- 敬虔 [善良、誠実] (Frommkeit) ①136、138、②140、③49 - 50、57
- 堅信礼 (Konfirmation) ③41、45
- コンスタンツ公会議 (Das konstanzer Konzil) ②132
- 三位一体の神々 (die Heiligen drei Namen) ③40
- 司教 (Bischof)
 - アウクスブルク ②137、③43
 - ヴェルツブルク ①141 - 142
 - トリエント ③60 - 63
- 司祭 (Pfarrer) ①133 - 134、②122
- 修道院 (Kloster)
 - 聖カタリーナ女子 (St. Katarina) ③51
- 修道女 (Nonne) ③51
- 聖職者 (Pfaffen) ①137
- 聖トマス・アクイナスの「神学綱要」(Compendium Theologiae)
 - ②122
- 聖ヨハネ騎士団 (St. Johannis Orden) ②134
- 施療院 (Spital)
 - ヴァルドゼー ①137
- 洗礼立会人 [代父、代母] ③57 - 58
- 総大司教 (Patriarch) ①134、②143
- 大司教 (Erzbischof)
 - ミラノ ②137

- バチカン枢機卿 (Kardinal) ② 138
- ローマ教皇庁 (Hof) ② 137 - 138

職業と身分 (Beruf/Stand)

- 貴族 (Edelmann) ① 141、② 125 [伯]、127、③ 48 - 50、52、60、63
 - 都市貴族 [貴顕] (Patriziat) ② 145 - 146
- 御者 [荷馬車の] (Fuhrmann) ② 148
- 金細工師 (Goldschmied) ② 140
- 靴屋 (Schuster) ① 138
- 毛皮工 (Kursner) ① 137、③ 41
- 下女 (Magt) ② 121
- 建築士 (Baumeister) ① 134
- 小間物商 (Krämer/Krämerin) ① 140、③ 57
- 左官職人 (Werker) ② 155
- 織布工 (Weber) ① 137、142、② 149、155、③ 42
- 待僧 (Acolithus/Accolitus) ① 140
- 仕立て屋 (Schneider) ② 156
- 市長 (Bürgermeister) ② 146
- 従者 (Diener) ③ 48 - 49、51、60
- 使用人 [奉公人] (Diener) ② 121、143
- 商人 (Kaufmann) ② 139 - 140
 - アウクスブルク ① 142、② 138 - 139
 - ヴェネツィア ① 142
 - シュタイエルマルク ① 131
 - ニュルンベルク ① 141
 - メミンゲン ① 140
- 娼婦 (Freundin) ③ 52 - 56
- [若き] 職人 (Gesellen) ① 135
- [立派な] 紳士 (Jungher) ① 135
- 神聖ローマ皇帝 (Kaiser) ② 126 - 127、129 - 131、133、137 - 138、146、③ 43
- 聖ヨハネ騎士団 (St. Johannis Orden) ② 134
- その総長 [ロードスの偉大な長] (der Oberst) ② 134
- [フリウル] 総大司教 (atriarch) ① 134、② 143
- 訴訟代理人 (Procurqtor) ① 141、② 137
- 大工 (Zimmerman) ② 155
- 代理商 (Faktor) ② 147
- 地方行政官 (Pfleger)
 - ノイブルク ② 129
 - メーリンク ③ 48
- 帝室国庫従属民 (Kammerknechtschaft) ② 130

- ―屠殺業者〔肉屋〕(Henker) ② 127
- ―都市役人・・⇒ アウクスブルク市の都市役人の項を参照のこと。
- ―荷馬車の御者 (Wagen diener) ② 148
- ―バチカン枢機脚 (Kardinal) ② 138
- ―秤量官 (Waagemeister) ② 144 - 145、③ 44
- ―笛吹き〔フルート奏者〕(Pfeifer) ① 139、140
- ―フス派〔民衆軍〕(Hussiten) ② 132、141 - 142、③ 44
- ―ブランデンブルク辺境伯 (Graf des Brandenburg) ② 148
- ―宿屋 (Herberg) ① 142
- ―湯屋 (Baden) ③ 53 - 54
- ―ユダヤ人 (Juden) ② 129 - 133、③ 43
 - ―追放決議〔アウクスブルク〕(1438年) (Vertreibungsbeschluss) ② 131
- ―ラッパ手 (Trompeter) ③ 62
- ―旅館業 (Gastung) ① 141
- ―料理屋 (Gastwirtschaft) ① 141
- ―ローマ教皇庁 (Hof) ② 137 - 138

シュタイエルマルク (Steiermark) ① 131

- ―貴族 (Edelmann) ③ 60
- ―商人 (チンクの父親) ① 131
- ―同産の毛皮製品 (Gefiell von -) ① 142

生活と物資 (Leben u. Güter)

- ―糸 (Garn) ② 121、③ 50
- ―糸車 (Spinrad) ② 121
- ―上着 (Rock) ② 120、③ 50
- ―外套／マント (Mantel) ③ 51
- ―キプロス産
 - ―綿花 (Woll von Zibolt) ② 134、③ 46
 - ―木材 (Zpressenholtz) ② 135
- ―香料 (Pipper) ② 150
- ―日常食料品 (Lebensmittel)
 - ―エンドウ豆 (erbse) ② 124
 - ―燕麦 (Haber) ② 124
 - ―小麦 (korn) ② 124
 - ―パン (Brot) ① 138 - 140
 - ―卵 (Ei) ② 124
 - ―豚肉 (Fleisch) ② 124
 - ―木材 (Holz) (シュワーベン産) ② 124
 - ―ライ麦 (Roggen) ② 123

- ーラード (Schmalz) ② 124
- ーワイン (Wein) ① 141
 - ーエルザス産 (Elseßer) ② 124
 - ー地元 (アウクスブルク) 産 ② 124
 - ー北部イタリア産 (Welsch) ② 124
 - ー調理ワイン (Kochen) ② 124
 - ーネッカー産 (Necker) ② 124
 - ーフランケン産 (Franken) ② 124
 - ーマルバシア産甘口白ワイン (クレタ産) ② 135
- ーサフラン (Saffran)
 - ートウシュガン (Tuschgan) ② 147 - 148
 - ーモロッコ産 (Morokko) ② 142
- ー硝石 (Salpeter) ② 141、③ 44
- ー布地 (Tuch)
 - ー染色された (farden) ② 157
 - ー漂白されていない (rohen) ② 157
- ーバルヘント織布 (Barchent) ① 142、② 139
 - ー漂白された ② 133、139、149
 - ー漂白されていない ② 150、② 157
 - ー染色された ② 157
- ー綿花 (Rohbaumwollen) ② 133 - 134、149 - 150、③ 43
 - ーオリエント産 ② 149
 - ーキプロス産 ② 134、③ 46

◆ナ 行

- ニュルンベルク市 ① 140 - 142、② 142
 - ー塩市場 (Salzmarkt) ① 141
 - ー城伯 (Burggraf) ② 132
 - ー説教修道院 (Predigerkloster) ① 141
 - ーアーチ状の鉄製の門 (Eisen Pfail) ① 141
 - ー富裕者 (ein reichen Man) ① 141
 - ー乾草市場 (Heumark) ① 141

◆ハ 行

- バンベルク市 ① 141、② 142
 - ー平和金 (Friedgeld) ② 142
 - ー旅館ないし料理屋 (Gastwirtschaft) ① 141
 - ー訴訟代理人 (procurator) ① 141

◆マ 行

- メミンゲン市 ① 140

- 小間物商 (Kramer) ① 140
- 下宿先の子ども (Knabe) ① 136、140
- 手工業者 (Handwerker) ① 137
- 毛皮工 (Kurschner) ① 137 - 138
- 織布工 (Weber) ① 137
- 市門守衛 (Wachter auf Tor) ① 137
- 女児童 (Tochterlin) ① 136
- 謝肉祭 (Fasnacht) ① 140
- 溝 (Graben)
 - モンゴルド溝 ① 131

地名 (国別) 索引

*索引には、その地名が所属する現在の国名の略号 (イタリアはI、ギリシヤはG、オーストリアはO、キプロスはK、スロベニアはSI、チェコはCz、ハンガリーはU) を付記した。略号がない地名はドイツに所属。

◆ア 行

- アウクスブルク市 ① 140、142、② 124、127、129、132 - 133、136 - 138、143、145 - 146、149 - 150、153、③ 43 - 44、46、59、61 - 62
 - 上シュラッハハオス (Ober Schlachhaus) ② 157 - 158
 - 教会通り (Kirchgaß) ② 155、③ 47
 - ザクセン通り (Sachsengaß) ② 157、③ 60
 - シュレヒテンの湯屋 (Schlechtenbad) ③ 53
 - ナイトバード [地区] (Neudbad) ③ 60
 - ブレディガーベルク地区 (Gegend des Predigerbergs) ③ 53
 - マルシミリアン大路 (Maximilianstraße) ③ 54
 - ユーデンベルク通り (Judenberg) ② 150、156、③ 54
- ヴァリingen (Valingen) [小都市] ① 139
- ヴァルトゼー (Waldsee) ① 137 - 138
- ヴィチェンツァ (I: Vicentz) ③ 51
- ウィーン市 (O: Wien) ① 134、② 148、③ 41
- ヴェネツィア市 (I: Venezia/Venedig) ① 142、② 134、140 - 141、145、149 - 150、③ 43 - 44、46
- ヴェンド地方 (SI: Wendischland) ② 143
- ウルム市 (Ulm) ① 139 - 140
- ヴュルツブルク市 (Württemberg) ① 141 - 142
- エーゲ海諸島群 (東地中海) ② 134 - 136
 - キプロス島 (K: Zibolt) ② 134 - 135、③ 46
 - クレタ島 (G: Candia/Kriti/Iraklion) ② 134 - 135

ーロードス島 (G: Rodis) ② 134 - 136
エーインゲン市 (Ehingen) ① 138 - 139
オリエント [東地中海] 地方 (Zu Ostern) ② 149
オルテンブルク (Ortenburg) ① 134

◆カ行

カウフボイレ市 (Kaufbeuren) ③ 56
キプロス島 (K: Zibolt) ② 134 - 135、③ 46
クライン大公領 (Sl: Krain Land) ① 132、135 - 136、③ 41
クレタ島 (G: Candia/Kriti/Iraklion) ② 134 - 135
グレーフェンベルク市 (Gräfenberg) ② 142
グロッセンザス (I: Grossensass) [ブレンナー峠の南に位置] ② 149
コンスタンツ市 (Konstanz) ② 132

◆サ行

シュタイエルマルク (O: Steiermark) ① 131、142 - 143、③ 60
上部アレマン (Ober Almaniae) ② 141
シュテルツィンク (I: Sterzing) ② 149
ジンスハイム (Sinsheim) ② 139 - 140

◆タ行

チロール (O: Tirol) ② 144 [インスブルック]、③ 60
ドイツ [語圏/民族] (Teutschernation) ② 143
ドスターヴィ (I: Dostavi) ③ 61
ドナウ河 (Donau) ② 141
ドナウヴェルト市 (Donauwörth) ② 127
トリエント市 (I: Trient/Trento) ③ 61 - 63

◆ナ行

ニュルンベルク市 (Nürnberg) ① 140 - 142、② 133、141 - 142、147、③ 44
ネルトリンゲン市 (Nördlingen) ② 145、③ 45
ノイブルク (Neuburg) ② 129

◆ハ行

バイエルン (Bayern) ① 142、② 127 - 129、③ 48
ハイデルベルク (Heidelberg) ② 139
ハイマーティンク [村] (Heimerting Dorf bei Memmingen) ③ 41
ハンガリー地方 (U: Ungerland) ② 126、143
バンベルク市 (Bamberg) ① 141、② 142
フランクフルト・アム・マイン市 (Frankfurt am Main) ② 142、② 139、③

フリウリ地方 (I: Friuli) ① 134、② 143
フリートベルク (Friedberg) ② 127
ビーベラハ (Biberach) ① 138
ベーメン [ボヘミア] 地方 (Cz: Behemerland) ② 132、141、143
ホッヘンツォル (Hochenzoll) ① 139
ボルツァーノ (I: Bisein/Bolzano) ③ 60 - 61、63
ホルンシュタイン (Hohnstein) ② 149

◆マ 行

マール (Merl) [ニュルベルク街道沿い] ② 147
ミンデルハイム (Mindelheim) ① 132
メミンゲン市 (Memmingen) ① 132、135 - 137、140、② 139、③ 42
メーリンク (Mering) ② 120、③ 42、48

◆ラ 行

ライスニッツ (Sl: Reisnitz) ① 132、134、136
ライバッハ (Sl: laibach: Liubligana) ① 132
ラマルカ (I: Lamarcha) ③ 61
ランツフト (Landshut) ② 127、③ 48
リーク (Sl: Riegg) ① 134、③ 41
ロットヴァイル市 (Rotweil) ② 125 - 126、③ 43
ロードス島 (G: Roda insula) ② 134 - 136
ローマ市 (I: Rom) ② 134、136 - 138、③ 43
ロマーニャ (I: Romagna) ③ 61